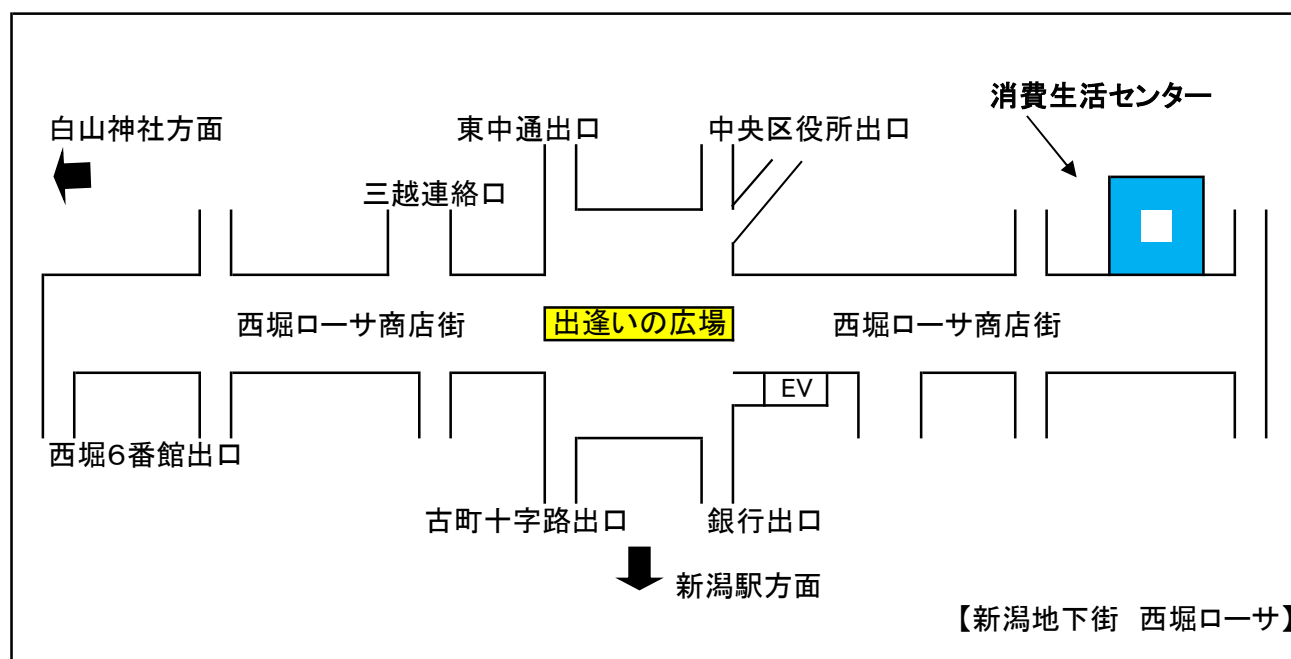




平成30年度

新潟市消費生活センター概要





目 次

I 消費生活センター概要

1 センター設置	1
2 市勢の概要	1
3 センターの沿革	1
4 施設の概要	3
5 組織及び事務分担	4
(1) 機構	4
(2) 職員	4
(3) 所掌事務	4

II 平成30年度消費生活センター事業

1 消費生活関係	5
(1) 消費生活相談	5
(2) 消費者啓発及び情報提供	5
(3) 消費者団体の活動支援	5
(4) 製品安全4法の立入検査	5
(5) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務	6
(6) 附属機関等の設置	6
2 計量検査関係	9
(1) 特定計量器定期検査	9
(2) 立入検査	9
(3) 啓発・指導事業	9
3 平成30年度当初予算	10
(1) 歳出	10
(2) 歳入	11

III 平成29年度消費生活関係事業報告

1 消費生活相談の受付状況	13
(1) 相談件数の推移	13
(2) 相談傾向	14

(3) 特殊販売（無店舗販売）に関する相談	26
(4) 事業者による消費生活センター訪問	31
(5) 多重債務に関する相談	31
2 消費者啓発及び情報提供	34
(1) 消費者啓発講座	34
(2) 暮らしのレポーター事業	37
(3) 消費者月間行事	40
(4) 啓発資料	40
(5) 消費生活センター情報コーナー	41
3 消費者団体の活動支援及び助成	42
(1) 消費者団体への事業委託	42
4 製品安全4法の立入検査	42
(1) 電気用品安全法	42
(2) 家庭用品品質表示法	43
(3) 消費生活用製品安全法	43
(4) ガス事業法	43
5 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務	43
6 附属機関関係	44
(1) 新潟市消費生活審議会開催状況	44
(2) 新潟市消費者教育推進地域協議会開催状況	44

Ⅳ 平成29年度計量検査関係事業報告

1 検査事業	45
(1) 特定計量器定期検査	45
(2) 立入検査	48
2 啓発・指導事業	49
(1) 消費者啓発	49
3 適正計量管理事業所	49
(1) 経済産業大臣指定事業所	49
(2) 新潟県知事指定事業所	49
4 基準器及び検査設備	50
(1) 基準器	50
(2) 検査設備	50
5 特定商品と量目公差	51

V 参考資料

1 新潟市消費生活条例	55
2 新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	62

I 消費生活センター概要

1 センター設置

昭和54年8月	市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を行うため、新潟市行政組織規則第13条により、新潟市消費生活センターを設置
平成21年9月	消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づき新潟市消費生活センターを設置し、同条第3項の規定により公示
平成28年4月	消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき「新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を施行

2 市勢の概要

面積	726.45 km ²	
人口	794,166人	（平成30年3月末日現在 住民基本台帳人口）
世帯数	336,496世帯	（平成30年3月末日現在 住民基本台帳人口）

3 センターの沿革

昭和6年	度量衡取締専任吏員を設置
昭和27年 9月	政令第406号により特定市に指定、商工課計量係に機構改革
昭和37年 4月	経済労働部商工課計量検査所に機構改革
昭和39年10月	商工労働部工業振興課計量所に機構改革
昭和42年 1月	商工労働部消費者行政担当主幹室設置
昭和47年 1月	市民部生活課消費生活係、計量検査所に機構改革
昭和51年 4月	市民企画部生活課消費生活係、計量検査係に機構改革
昭和54年 7月	新潟市消費者保護条例制定 ・新潟市消費者保護委員会設置 ・新潟市消費者苦情処理委員会設置
昭和54年 8月	新潟市消費生活センター設置
昭和56年 4月	市民部生活課消費生活センター消費生活係、計量検査係に機構改革
昭和60年 1月	計量検査室竣工
平成 元年 9月	市役所新庁舎竣工に伴い、第1分館1階にセンター移転
平成 4年 4月	市民局市民生活部自治振興課消費生活センター消費生活係、計量検査係に機構改革
平成14年 4月	市民局市民生活部自治振興課消費生活センターに機構改革（係統合）
平成17年 3月	新津市はじめ12市町村と合併

平成17年10月	巻町と合併
平成19年 4月	政令市移行に伴う組織改正により、市民生活部市民総務課消費生活センターに機構改革 ・消費者保護条例を全面改正し、消費生活条例に改称して施行 ・特定計量器定期検査を民間委託
平成20年 3月	新潟市消費生活推進計画を策定
平成20年 7月	全国特定市計量行政協議会副会長市に選出 (会長：横浜市、副会長市：川崎市)
平成21年 9月	消費者安全法に基づき、消費生活センターの設置を公示
平成22年 4月	中心市街地の新潟地下街に移転し業務を開始(土・日曜日も開設)
平成22年 5月	専任の相談員を1名増員して、多重債務相談窓口を拡充
平成22年10月	専任の相談員を1名増員して、多重債務相談窓口を拡充
平成23年 4月	消費生活相談員1名退職に伴い、専任の相談員を1名増員して多重債務相談窓口を拡充
平成24年 4月	初めて警察OB1名を雇用して、相談窓口を強化
平成25年 4月	多重債務専任を含め、消費生活相談員を2名増員。組織改正により市民生活課が本課となる。
平成26年 4月	土日の多重債務相談を「隔週」から第2・4土日とするとともに、消費生活センターの休業日に振替休日及び西堀ローサ休館日を追加
平成27年 3月	新潟市消費生活推進計画(一次改定)を策定
平成28年 4月	改正消費者安全法に基づき新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行
平成28年 7月	新潟市消費生活推進計画(一次改定)を新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画に改定 ・新潟市消費者教育推進地域協議会設置
平成30年 3月	土曜日の相談受付を終了
平成30年 4月	消費生活の相談時間を変更

4 施設の概要（平成30年4月1日現在）

新潟市消費生活センター

○所在地 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1（新潟地下街 西堀口一サ内）

○相談時間（来所相談は予約制）

日曜日～金曜日午前9時～午後4時30分

※多重債務相談は月曜日～金曜日，第2・第4日曜日午前9時～午後4時

○休業日 土曜日，祝日，振替休日，臨時休業日，西堀口一サ休館日，年末年始

○施設規模 ・床面積 239㎡

・事務室	89㎡
・相談室（3部屋）	32㎡
・研修室	78㎡
・情報コーナー	40㎡

計量検査室

○所在地 新潟市中央区川岸町3丁目17番地37

○施設規模 ・敷地面積 350.41㎡

・構造 鉄骨及び木造平屋建

・建築面積 108.35㎡

・検査室及び分銅格納庫 67.38㎡（2t天井走行クレーン設置）

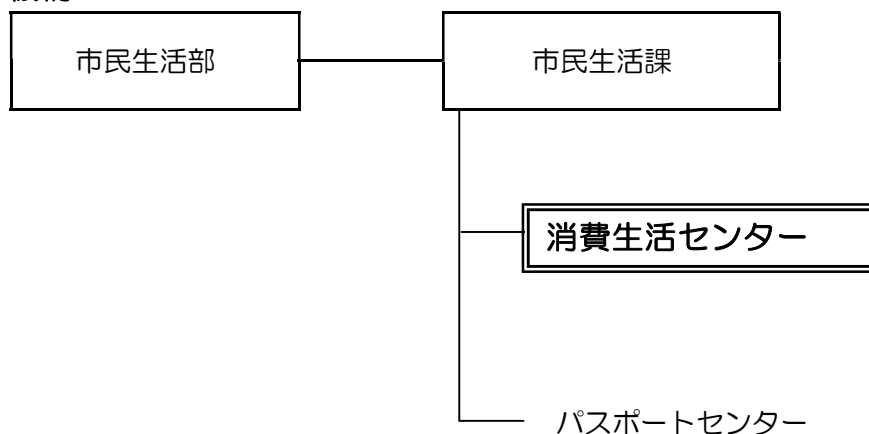
・基準器室 17.82㎡

・商品テスト室 17.02㎡

・その他 6.13㎡

5 組織及び事務分担（平成30年4月1日現在）

（1）機構



（2）職員（消費生活センター） 15名

・ 所長（再任用）		1名
・ 主幹		1名
・ 消費生活担当	主査（係長相当）（再任用）	1名
	主査	1名
	主査（再任用）	1名
	相談員（非常勤嘱託）	8名
	相談員（個人委託）	1名
・ 計量検査担当	一般技能員（再任用）	1名

（3）所掌事務

- ア 消費生活の相談及び苦情処理に関する事項
- イ 消費生活に関する情報提供及び啓発に関する事項
- ウ 消費者学習に関する事項
- エ 消費者団体の支援に関する事項
- オ 多重債務の相談に関する事項
- カ その他消費生活施策の推進に関する事項
- キ 計量器の検査及び計量の立入検査に関する事項
- ク その他計量施策の推進に関する事項
- ケ 消費生活センターの庶務に関する事項

Ⅱ 平成30年度消費生活センター事業

1 消費生活関係

(1) 消費生活相談

商品の購入やサービスの利用に伴う苦情相談、悪質商法や多重債務でお困りの方の相談、クーリングオフや中途解約の相談、消費生活に関する疑問など、相談員が解決のためのお手伝いをします。

(2) 消費者啓発及び情報提供

ア 消費者啓発講座

- ① 「くらしの一日教室」・・・市民を対象に、生活に関するテーマを選び、専門の講師による講義や実習を行う講座
- ② 「子ども消費者学習」・・・小学校6年生を対象に、糖分測定など、食から考える消費生活の基礎知識を学ぶ講座
- ③ 「夏休み親子消費者学習」・・・小学校4～6年生と親を対象に、糖分測定などを取り入れた講座
- ④ 「出前くらしのテスト教室」・・・市民を対象に、簡易テストを取り入れた出前講座

イ 市政さわやかトーク宅配便及び出前講座

- ① 「市政さわやかトーク宅配便」・・・10人以上の団体を対象にした出前講座
- ② 「地域包括支援センターの会議等での説明会」・・・独居高齢者の消費生活相談の取次ぎを依頼

ウ くらしのレポーター事業

- ・17名委嘱 任期1年（再任可）
- ・生活関連物資価格調査を年6回及び消費生活に関する講座の講師用務を随時実施
- ・講座の講師のための研修会の実施

エ 情報の提供

- ①市報、ホームページへ掲載
- ②情報コーナーを利用した電子情報の提供、パネル展示、パンフレット・リーフレットの配架と講座での配布
- ③高齢者見守りネットワークの活用
- ④ビデオテープ、DVD、関連図書の貸出し
- ⑤商品テスト結果の展示

(3) 消費者団体の活動支援

ア 消費者団体への事業委託

イ 活動等への研修室の貸出

(4) 製品安全4法の立入検査

電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、ガス事業法に基づく立入検査による適正表示の監視

(5) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務

景品表示法は、消費者がよりよい商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るため、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限しています。この法律に基づき、対象となる事案について調査や立入検査を行います。

(6) 附属機関等の設置

ア 附属機関設置状況（新潟市附属機関設置条例）（平成30年4月1日現在）

名 称	新潟市消費生活審議会		新潟市消費者苦情処理委員会	
設置条例	新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）			
関係条例等	新潟市消費生活条例（平成18年新潟市条例第135号） 新潟市消費生活条例施行規則（昭和54年新潟市規則第35号）			
	新潟市消費生活審議会規則 （昭和54年規則第26号）		新潟市消費者苦情処理委員会規則 （昭和54年規則第36号）	
委員構成	委員数 14人	識 者 6人 消費者 4人 事業者 4人	委員数 5人	識 者 3人 消費者 1人 事業者 1人
任 期	2年		2年	
所掌事務	① 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定と向上に関して必要な基本的事項又は、重要な事項を調査審議すること。 ② 前項の諮問に関連する事項に関し必要に応じ、市長に建議すること。		① 新潟市消費生活条例の規定に基づく消費者苦情の調停を行うこと。 ② 市長の諮問に応じ、条例の規定に基づく消費者訴訟の援助に関して調査、審議し、必要な事項を市長に建議すること。	

イ 新潟市消費生活審議会委員名簿（平成30年4月1日現在）

区分	氏 名	所 属 等
識 者	澤 田 克 己	新潟大学法学部教授
	道 上 真 有	新潟大学経済学部准教授
	江 花 史 郎	弁護士
	酒 井 龍	弁護士
	廣 瀬 俊 之	株式会社新潟日報社編集局次長
	逸 見 東 子	新潟市立光晴中学校校長
消費者	阿 部 恵 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部 新潟分科会事務局
	平 山 喜 美	新潟県総合生活協同組合組合員理事
	伊 藤 静 子	新潟市消費者協会新潟支部理事
	横 山 かほる	公募委員
事業者	和 田 晋 弥	株式会社和田商会代表取締役社長
	沢 井 浩	株式会社澤井商店代表取締役社長
	高 取 サ ト 子	高取商店代表
	阿 部 浩 美	新潟みらい農業協同組合経営管理委員

ウ 新潟市消費者苦情処理委員会委員名簿（平成30年4月1日現在）

区分	氏 名	所 属 等
識 者	澤 田 克 己	新潟大学法学部教授
	江 花 史 郎	弁護士
	酒 井 龍	弁護士
消費者	伊 藤 静 子	新潟市消費者協会新潟支部理事
事業者	高 取 サ ト 子	高取商店代表

工 懇話会設置状況（平成30年4月1日現在）

名 称	新潟市消費者教育推進地域協議会	
関係条例等	消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第1項 新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱	
委員構成	委員数 14人	識 者 6人 消費者 4人 事業者 4人
任 期	2年	
所掌事務	① 市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。 ② 市が市消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。	

才 新潟市消費者教育推進地域協議会委員名簿（平成30年4月1日現在）

区分	氏 名	所 属 等
識 者	澤 田 克 己	新潟大学法学部教授
	道 上 真 有	新潟大学経済学部准教授
	江 花 史 郎	弁護士
	酒 井 龍	弁護士
	廣 瀬 俊 之	株式会社新潟日報社編集局次長
	逸 見 東 子	新潟市立光晴中学校校長
消費者	阿 部 恵 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部 新潟分科会事務局
	平 山 喜 美	新潟県総合生活協同組合組合員理事
	伊 藤 静 子	新潟市消費者協会新潟支部理事
	横 山 かほる	公募委員
事業者	和 田 晋 弥	株式会社和田商会代表取締役社長
	沢 井 浩	株式会社澤井商店代表取締役社長
	高 取 サ ト 子	高取商店代表
	阿 部 浩 美	新潟みらい農業協同組合経営管理委員

2 計量検査関係

(1) 特定計量器定期検査（計量法により2年に1回の受検を義務付け）

ア 新潟市指定定期検査機関へ特定計量器の定期検査及び検査手数料の徴収等を委託

(2) 立入検査

ア 商品量目立入検査・・・商品販売のスーパー、小売店等を対象に実施

イ 特定計量器立入検査・・・商品販売のスーパーを対象に実施

(3) 啓発・指導事業

ア 家庭用計量器、家庭用体温計、血圧計の市民対象の無料検査

3 平成30年度当初予算

(1) 歳出

ア 消費生活関係

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 市民生活費

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	平成30年度当初	平成29年度当初
人件費	23,301	22,281
消費生活審議会委員 消費者苦情処理委員会委員 非常勤職員	845 1 22,455	169 1 22,111
消費者啓発情報提供事業	4,435	6,879
くらしのレポーター 消費者教育推進地域協議会委員報償費 消費者啓発情報提供事業 ・講座・テスト教室の開催／事業委託 ・子ども消費者学習／啓発資料の配布 消費者行政推進事業	286 169 1,665 2,315	370 182 1,809 4,518
消費生活相談事業	4,383	5,814
苦情処理・消費生活相談事業 消費生活センター関係事務費	3,028 1,355	3,034 2,780
消費生活センター維持運営費	12,952	25,201
計	45,071	60,175

イ 計量検査関係

(款) 商工費 (項) 工業費 (目) 計量検査費

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	平成30年度当初	平成29年度当初
計量検査諸経費	14,745	14,335
全国特定市計量行政協議会負担金	18	18
計	14,763	14,353

(2) 歳入

ア 消費生活関係

(款) 県支出金 (項) 県補助金 (目) 総務費県補助金

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	平成30年度当初	平成29年度当初
消費者行政推進事業等補助金	2, 3 1 5	4, 5 1 8

イ 計量検査関係

(款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 商工手数料

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	平成30年度当初	平成29年度当初
計量器検査手数料	3, 5 3 5	3, 3 5 4

Ⅲ 平成29年度消費生活関係事業報告

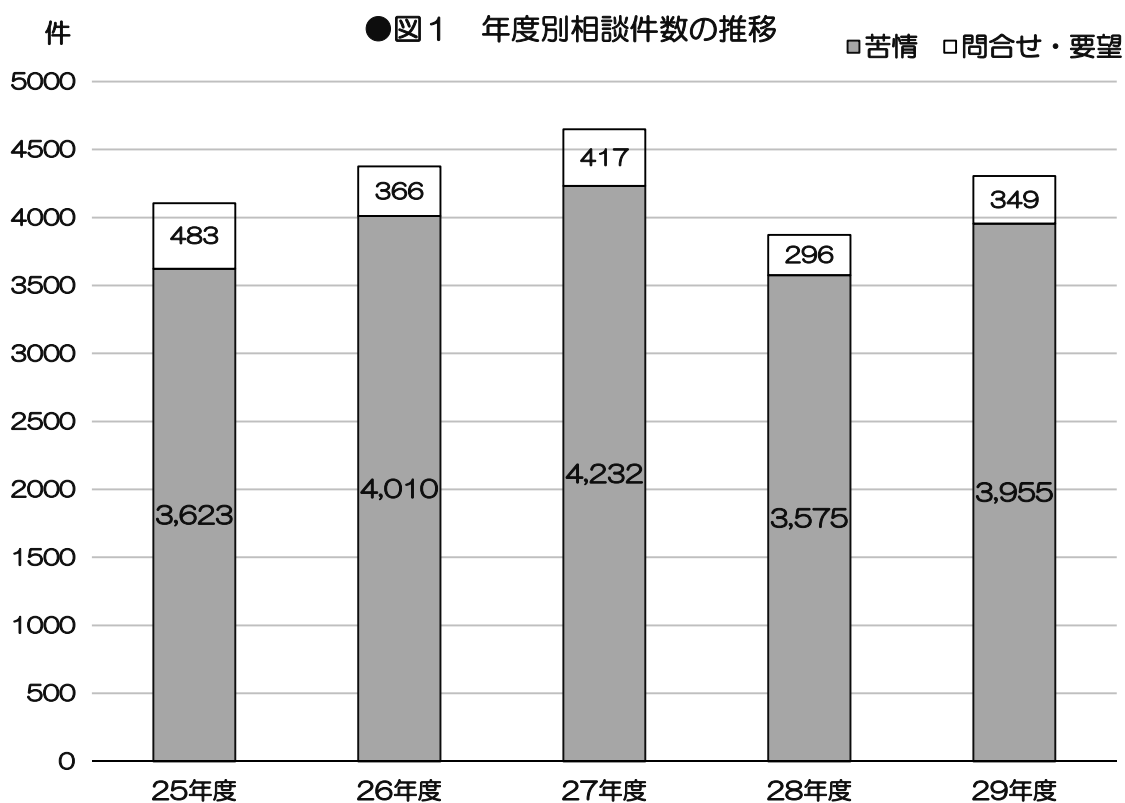
1 消費生活相談の受付状況

(1) 相談件数の推移

平成29年度の相談件数は4,304件で、内訳は「苦情」が3,955件（構成比91.9%），「問合せ・要望」が349件（同8.1%）でした。前年度と比べて相談件数は433件の増（前年度比111.2%）でした。

■表1 年度別相談件数の推移

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数（件）		4,106	4,376	4,649	3,871	4,304
苦情（件）		3,623	4,010	4,232	3,575	3,955
問合せ・要望（件）		483	366	417	296	349



(2) 相談傾向

ア 契約当事者の年齢別相談件数

平成29年度の相談件数の多い年代は、第1位「60歳代」（961件，構成比22.3%），第2位「70歳以上」（905件，同21.0%），第3位「50歳代」（730件，同17.0%）の順でした。

前年度と比べて相談件数は433件の増（前年度比111.2%）で，増加件数の多い年代は，第1位「60歳代」（284件増，同141.9%），第2位「50歳代」（111件増，同117.9%），第3位「70歳以上」（105件増，同113.1%）の順でした。

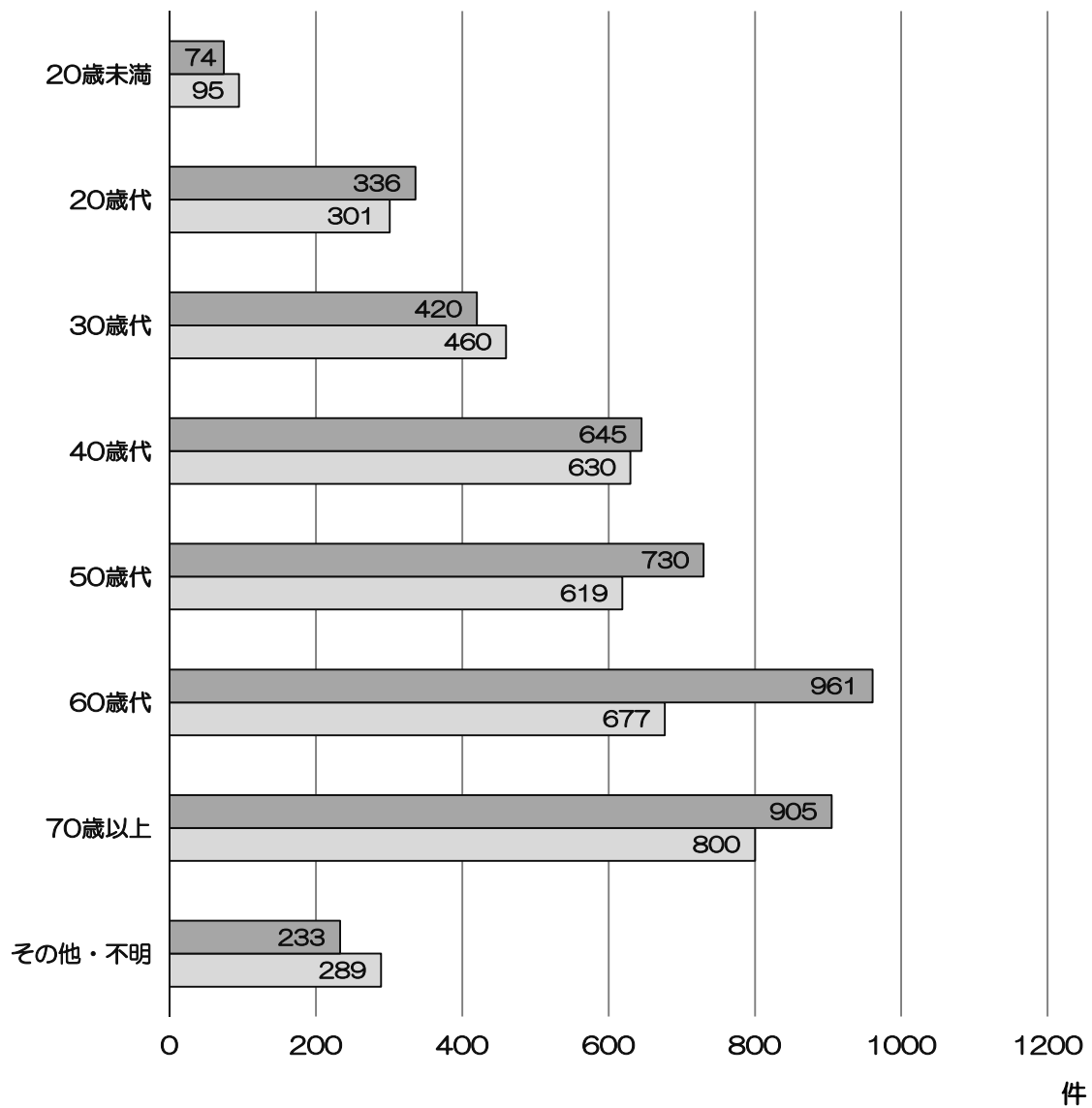
■表2 契約当事者の年齢別相談件数

	29年度		28年度		増減(件)	前年度比(%)
	相談件数(件)	構成比(%)	相談件数(件)	構成比(%)		
20歳未満	74	1.7	95	2.4	-21	77.9
20歳代	336	7.8	301	7.8	35	111.6
30歳代	420	9.8	460	11.9	-40	91.3
40歳代	645	15.0	630	16.3	15	102.4
50歳代	730	17.0	619	16.0	111	117.9
60歳代	961	22.3	677	17.5	284	141.9
70歳以上	905	21.0	800	20.7	105	113.1
その他・不明	233	5.4	289	7.4	-56	80.6
合 計	4,304	100.0	3,871	100.0	433	111.2

※「構成比」の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため，合計と内訳の計が一致しません。

●図2 契約当事者の年齢別相談件数

■29年度 □28年度



イ 相談内容

い 商品・役務（サービス）別相談件数

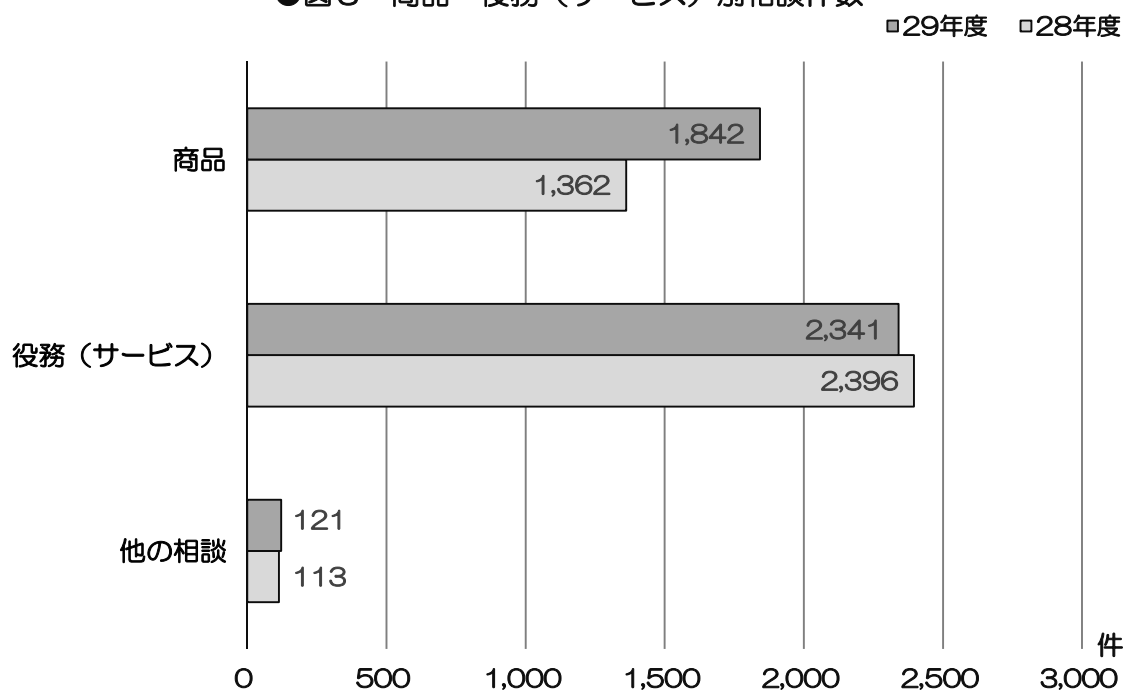
平成29年度の商品・役務（サービス）別相談件数は、多い順に、第1位が「役務（サービス）」（構成比54.4%）、第2位が「商品」（同42.8%）でした。

前年度と比べて相談件数は433件の増（前年度比111.2%）で、最も増加したのは「商品」の480件増（同135.2%）でした。

■表3 商品・役務（サービス）別相談件数

	29年度		28年度		増減(件)	前年度比(%)
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)		
商品	1,842	42.8	1,362	35.2	480	135.2
役務（サービス）	2,341	54.4	2,396	61.9	-55	97.7
他の相談	121	2.8	113	2.9	8	107.1
合計	4,304	100.0	3,871	100.0	433	111.2

●図3 商品・役務（サービス）別相談件数



ii 相談内容別件数（複数カウント）

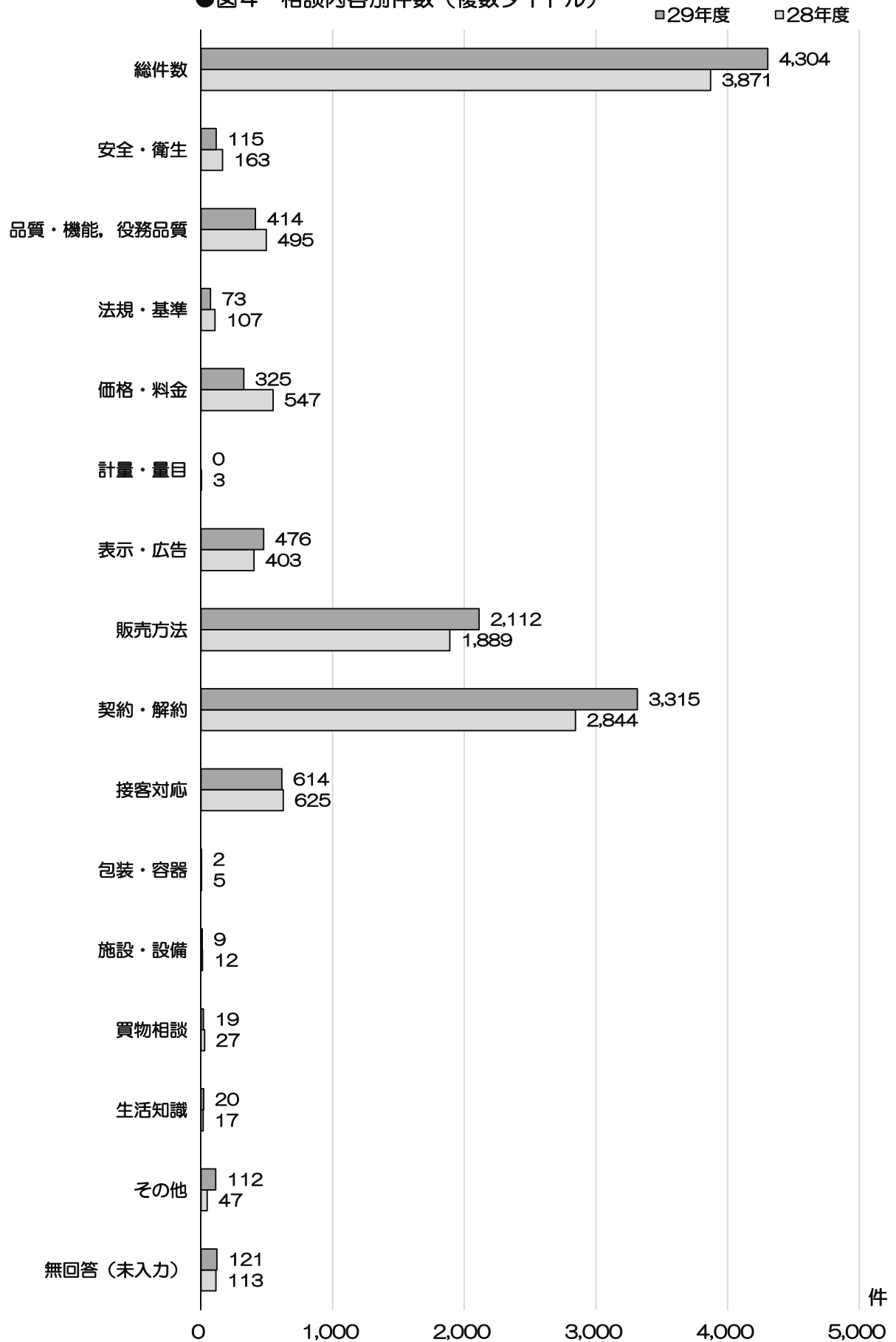
平成29年度の相談内容別件数は、多い順に、第1位が「契約・解約」3,315件（総件数比較77.0%）、第2位が「販売方法」2,112件（同49.1%）でした。

前年度と比べて、増加したのは、第1位が「契約・解約」の471件増、第2位が「販売方法」の223件増、最も減少したのは「価格・料金」の222件減でした。

■表4 相談内容別件数（複数カウント）【用語の説明は19頁参照】

		29年度		28年度		増減(件)	前年度比(%)
		件数(件)	対総件数(%)	件数(件)	対総件数(%)		
総件数		4,304	100.0	3,871	100.0	433	111.2
	安全・衛生	115	2.7	163	4.2	-48	70.6
	品質・機能, 役務品質	414	9.6	495	12.8	-81	83.6
	法規・基準	73	1.7	107	2.8	-34	68.2
	価格・料金	325	7.6	547	14.1	-222	59.4
	計量・量目	0	0.0	3	0.1	-3	0.0
	表示・広告	476	11.1	403	10.4	73	118.1
	販売方法	2,112	49.1	1,889	48.8	223	111.8
	契約・解約	3,315	77.0	2,844	73.5	471	116.6
	接客対応	614	14.3	625	16.1	-11	98.2
	包装・容器	2	0.0	5	0.1	-3	40.0
	施設・設備	9	0.2	12	0.3	-3	75.0
	買物相談	19	0.4	27	0.7	-8	70.4
	生活知識	20	0.5	17	0.4	3	117.6
	その他	112	2.6	47	1.2	65	238.3
	無回答（未入力）	121	2.8	113	2.9	8	107.1

●図4 相談内容別件数（複数タイトル）



（参考）相談内容の用語の説明【17-18頁関係】

用 語	説 明
安全・衛生	身体・生命の被害及び、そのおそれのある事故、火災・発火などの危険、食品衛生、発ガン性や残留農薬などの一般的安全性及び衛生に関する相談
品質・機能、 役務品質	商品の品質、機能・性能、故障、不具合、使い勝手など及び役務(サービス)の内容・水準などに関する相談
法規・基準	法律、条例、指導通達、業界基準、自主基準、法規格、任意規格など規定された一定の基準に関する相談
価格・料金	商品の価格及び利用料、使用料など役務(サービス)の対価に関する相談
計量・量目	商品の計量方法、計量・量目及びそれらの不足に関する相談
表示・広告	商品・役務の内容、取引条件及び取引に関するその他の事項について事業者が行う表示、広告、マークなどの相談
販売方法	購入したか否かに関係なく、販売形態、販売の手口、セールストークなどのいずれかひとつでも問題がある相談
契約・解約	法律行為としての契約に関する相談及び法定解除理由がないと判断される解約に関する相談
接客対応	アフターサービス、訪問時の接客態度、クレーム処理、保証などに関する相談
包装・容器	商品に付随する包装、容器に関する相談
施設・設備	商品・役務(サービス)を販売している施設、設備に関する安全・衛生、品質・機能など一切の相談
買物相談	商品・役務(サービス)を購入するに先立って、情報を収集する目的での相談
生活知識	商品・役務(サービス)の購入に関係なく、生活の知恵、暮らしのノウハウなどを問う相談
その他	上記のいずれにも含まれない内容の相談

iii 商品・役務(サービス) 別相談件数(上位10位)

平成29年度の相談で最も多かった商品・役務(サービス)は、1位が「商品一般」(712件)と「放送・コンテンツ等」(712件)で、相談全体(4,304件)の33%でした。前年度と比べて最も増加したのは「商品一般」の506件増(前年度比345.6%)で、ハガキやメール、SMS(電話番号を宛先に指定し、短いテキストメッセージを送受信できるサービス)による架空請求の相談の急増によるものでした。

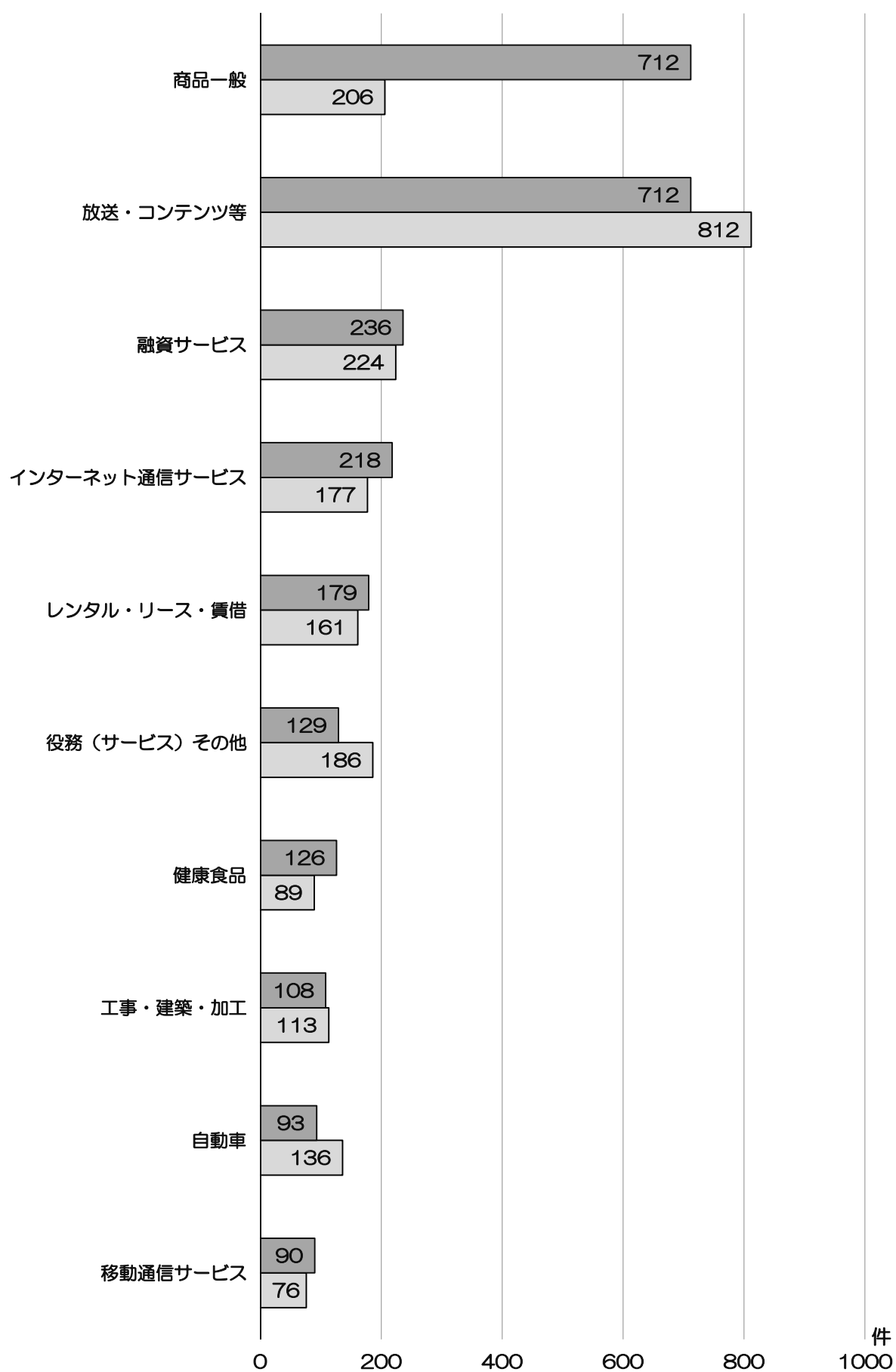
■表5 商品・役務(サービス)別相談件数(上位10位)

順位	商品・役務(サービス)	29年度	28年度	増減(件)	主な相談内容
1	商品一般	712	206	506	商品の相談であるが、商品进行特定できない、または特定する必要のないもの(身に覚えのない架空請求ハガキ、不審なメールや電話、仮想通貨によるトラブル、不用品の買取りなど)
1	放送・コンテンツ等	712	812	-100	電波や衛星放送を利用した放送サービス、電話回線やインターネットを使って情報を得るサービスなど(アダルト情報サイト・出会い系サイト・オンラインゲーム・ギャンブル情報サイトなど)
3	融資サービス	236	224	12	借金による多重債務、金利・利息など
4	インターネット通信サービス	218	177	41	光ファイバー、プロバイダーの変更など
5	レンタル・リース・賃借	179	161	18	賃貸アパートの修理費や敷金等の返金など
6	役務(サービス)その他	129	186	-57	公的機関を装った個人情報削除サービス、興信所、不動産仲介サービス、廃品回収サービスなど
7	健康食品	126	89	37	お試しや1回だけ購入のつもりが定期購入契約、サプリメントなどの健康食品やダイエット食品など
8	工事・建築・加工	108	113	-5	屋根工事、塗装工事、増改築工事など
9	自動車	93	136	-43	自動車、自動車部品など
10	移動通信サービス	90	76	14	携帯電話・スマートフォンなどの通信料や付帯サービス、モバイルデータ通信契約など

●図5 商品・役務（サービス）別相談件数（上位10位）

■29年度

□28年度



iv 契約当事者年代別商品・役務(サービス) 別相談件数(上位5位)

平成29年度の相談で多かった商品・役務(サービス)は、年代別にみると、「40歳代」以下の各年代の1位は「放送・コンテンツ等」,「50歳代」以上の各年代の第1位は「商品一般」でした。

前年度と比べて,「商品一般」がすべての年代で増加し、特に増加が著しい「50歳代」以上の各年代で順位が第1位に上がりました。一方,すべての年代で第1位だった「放送・コンテンツ等」が「70歳以上」を除くすべての年代で減少し,「50歳代」以上の各年代では順位が第2位に下がりました。

「放送・コンテンツ等」では,「『18歳以上』をクリックしたら,会員登録となり料金請求画面になった」,「料金請求画面がパソコン画面上に貼り付き,支払うまで消えない」など,アダルト情報サイトに関する相談が多く寄せられました。

「商品一般」では,「総合消費料金の訴訟最終告知と書かれたハガキが来た」「民事訴訟管理センターから,総合消費料金に関する訴訟最終告知がハガキで届いた」など,ハガキによる架空請求の相談が急増しました。

■表6 契約当事者年代別商品・役務(サービス)別相談件数(上位5位)

29年度				28年度			
	順	商品・役務(サービス)	件数		順	商品・役務(サービス)	件数
20歳未満	1	放送・コンテンツ等	26	20歳未満	1	放送・コンテンツ等	56
	2	健康食品	7		2	レンタル・リース・賃借	6
	3	化粧品	5		3	履物	4
	4	商品一般	4			玩具・遊具	4
	5	パソコン・パソコン関連用品	3		5	化粧品	3
		書籍・印刷物	3			自動車	3
		観覧・鑑賞	3			役務その他	3
	順	商品・役務(サービス)	件数		順	商品・役務(サービス)	件数
20歳代	1	放送・コンテンツ等	66	20歳代	1	放送・コンテンツ等	68
	2	レンタル・リース・賃借	36		2	自動車	26
	3	融資サービス	27		3	レンタル・リース・賃借	23
	4	商品一般	21		4	インターネット通信サービス	16
	5	紳士・婦人洋服	16		5	融資サービス	15
						移動通信サービス	15

29年度			
	順	商品・役務(サービス)	件数
30 歳代	1	放送・コンテンツ等	64
	2	融資サービス	42
	3	レンタル・リース・賃借	37
	4	自動車	21
	5	インターネット通信サービス	20

28年度			
	順	商品・役務(サービス)	件数
30 歳代	1	放送・コンテンツ等	95
	2	レンタル・リース・賃借	39
	3	融資サービス	36
	4	役務その他	28
	5	自動車	25

	順	商品・役務(サービス)	件数
40 歳代	1	放送・コンテンツ等	140
	2	融資サービス	42
	3	インターネット通信サービス	34
	4	商品一般	29
	5	移动通信サービス	27

	順	商品・役務(サービス)	件数
40 歳代	1	放送・コンテンツ等	169
	2	融資サービス	54
	3	役務その他	28
	4	自動車	23
	5	レンタル・リース・賃借	23

	順	商品・役務(サービス)	件数
50 歳代	1	商品一般	187
	2	放送・コンテンツ等	140
	3	融資サービス	50
	4	インターネット通信サービス	29
	5	レンタル・リース・賃借	23

	順	商品・役務(サービス)	件数
50 歳代	1	放送・コンテンツ等	154
	2	融資サービス	36
	3	インターネット通信サービス	32
	4	商品一般	29
	5	役務その他	28

29年度			
	順	商品・役務(サービス)	件数
60歳代	1	商品一般	273
	2	放送・コンテンツ等	151
	3	インターネット通信サービス	55
	4	融資サービス	37
	5	工事・建築・加工	24

28年度			
	順	商品・役務(サービス)	件数
60歳代	1	放送・コンテンツ等	156
	2	インターネット通信サービス	49
	3	融資サービス	40
	4	商品一般	28
	5	工事・建築・加工	26

	順	商品・役務(サービス)	件数
70歳以上	1	商品一般	151
	2	放送・コンテンツ等	107
	3	インターネット通信サービス	50
	4	健康食品	44
	5	工事・建築・加工	34

	順	商品・役務(サービス)	件数
70歳以上	1	放送・コンテンツ等	81
	2	商品一般	68
	3	健康食品	33
		インターネット通信サービス	33
	5	修理・補修	29
		役務その他	29

	順	商品・役務(サービス)	件数
その他・不明	1	商品一般	30
	2	レンタル・リース・賃借	20
	3	放送・コンテンツ等	18
	4	インターネット通信サービス	18
	5	役務その他	17

	順	商品・役務(サービス)	件数
その他・不明	1	放送・コンテンツ等	22
	2	役務その他	20
	3	レンタル・リース・賃借	18
	4	融資サービス	16
	5	工事・建築・加工	14

Ⅴ 相談の傾向

	各月の相談の傾向
4月	今月に入り、ハガキによる架空請求の相談が再び増え始めています。「代金が未納、訴状が提出され連絡がなければ裁判になり財産が差し押さえられる」という内容です。また、健康食品・サプリメントのトラブルが高齢者・若年層共に依然として多い状況が続いています。
5月	3、4月と旅行会社、エステの倒産が相次ぎ、多くの消費者に被害が及びました。当市でも影響を受けた方からの相談が寄せられましたが、現実的には既に払ってしまったお金を取り戻すことは難しいのが実状です。また、いきなり訪問されて固定電話の保守契約を1年間結ぶよう勧誘され、2,916円払ってしまったという相談も相次ぎました。訪問販売に当たりますが、3千円以下の現金での取引にはクーリングオフが適用されないことを悪用していると考えられます。
6月	「総合消費料金の訴訟最終告知と書かれたハガキが来た。」という相談が継続的に寄せられています。また、光回線に関する相談も相変わらず寄せられています。
7月	インターネット広告で、お試し価格で販売されているからと脱毛剤や筋肉増強サプリメント等を注文し、実はその後4回ほどの定期購入が条件であったとは知らずにいたというトラブルや、その定期購入を解約しようと電話をするが一向につながらず解約できないというトラブルの相談が多く寄せられました。
8月	民事訴訟管理センターを差出人として「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」がハガキで届いたという相談が急に増えました。また、高齢者が契約当事者になる相談では、医療サービスに関するものが増えています。
9月	先月に引き続き「民事訴訟管理センター」「国民訴訟通達センター」等の公共機関を思わせる差出人から、訴訟に関する知らせが葉書で届いたという相談が多いです。 またインターネットの広告から、お試し価格や初回限定といった価格で健康食品等を申込んだところ、その後2回目、3回目が通常の料金で届き、確認すると定期便や継続の契約を結んでいたという相談が後を絶ちません。
10月	今月も国の機関を名乗る「総合消費料金に関するお知らせ。」という葉書が届いたという相談が多く寄せられました。50代以上の女性を中心に送られており、65歳以上の方の相談では最も多くなっています
11月	「総合消費料金に関するお知らせ」という葉書や「有料動画サイトの未納料金のお知らせ」が携帯電話のショートメールサービスで届いたという相談が急増しています。また、生命保険の営業担当者から自宅訪問を受け、定期預金より有利だからと保険への加入を勧められなんとなく契約したが、後で保険料の支払が大変で解約したいという相談が寄せられています。
12月	インターネット上で「簡単に稼げる」「1日30分で月150万円」といった広告を見て、クレジットカードで成功ノウハウの情報を購入したが、実際は収入にならないといったトラブルが目立っています。
1月	今月も「身に覚えのない請求が届いたがどうしたら良いか」という架空請求に関する相談が多く寄せられています。また「大手電話会社の関連会社」や「大手電話会社から委託されている」と言って光回線転用の勧誘電話がかかってきて、大手電話会社だと思って光回線の転用手続きを行ったが後で別会社だと発覚したというトラブルが多く寄せられています。
2月	「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という葉書や「サイトの未納料金のお知らせ」メールが届いたという相談が急増しました。
3月	引き続き架空請求の葉書やメールに関する相談が多数寄せられているほか、高齢者の相談では健康食品の相談が再び多くなってきました。また、季節柄、賃貸アパートに関する相談が増加しました。

(3) 特殊販売（無店舗販売）に関する相談

ア 販売購入形態別相談件数

平成29年度の特殊販売（無店舗販売）に関する相談では、第1位は「店舗購入」の件数を上回る「通信販売」の1,225件、第2位は「電話販売勧誘」の350件、第3位は「訪問販売」の305件でした。

前年度に比べて、「電話勧誘販売」と「マルチ・マルチまがい取引」は増加し、「通信販売」「訪問販売」「ネガティブオプション」「その他無店舗」は減少しました。

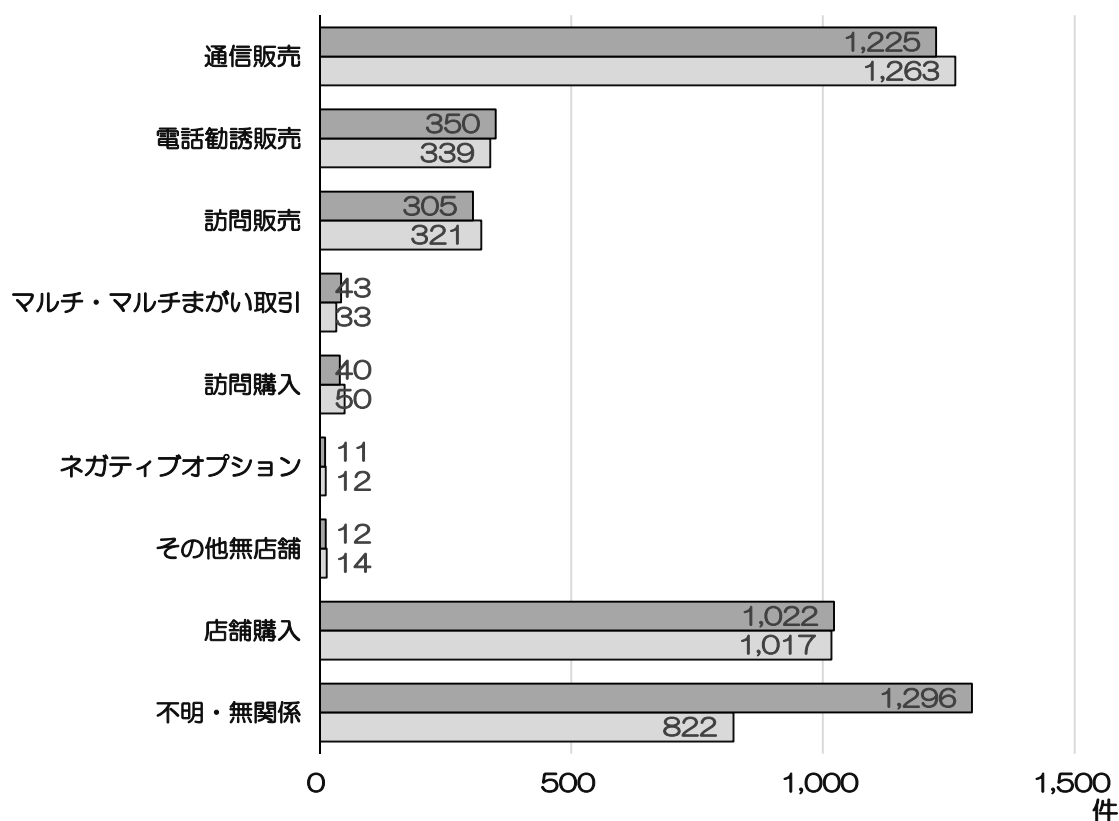
■表7 販売購入形態別相談件数

項 目		29年度		28年度		増減 (件)	前年度 比(%)
		件数(件)	構成比 (%)	件数(件)	構成比 (%)		
特殊販売 (無店舗販売)	通信販売	1,225	28.5	1,263	32.6	-38	97.0
	電話勧誘販売	350	8.1	339	8.8	11	103.2
	訪問販売	305	7.1	321	8.3	-16	95.0
	マルチ・マルチまがい取引	43	1.0	33	0.9	10	130.3
	訪問購入	40	0.9	50	1.3	-10	80.0
	ネガティブオプション	11	0.3	12	0.3	-1	91.7
	その他無店舗	12	0.3	14	0.4	-2	85.7
店舗購入		1,022	23.7	1,017	26.3	5	100.5
不明・無関係		1,296	30.1	822	21.2	474	157.6
総件数		4,304	100.0	3,871	100.0	433	111.2

※「構成比」の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しません。

●図6 販売購入形態別相談件数

■29年度 □28年度



(参考) 特殊販売（無店舗販売）の用語の説明

用 語	説 明
通信販売	SMS（電話番号を宛先に指定し、短いテキストメッセージを送受信できるサービス）を使った身に覚えのないデジタルコンテンツの架空請求などに関する相談や、スマートフォンやパソコンでアダルト情報・出会い系サイトにアクセスしてしまい多額の料金を不当請求されたという相談、健康食品の定期購入・解約に関する相談など。
訪問販売	新聞購読の強引な勧誘や契約に関する相談、結婚相手紹介サービスの解約や業者の信用性、光回線契約、ソーラーシステム、外壁工事など住宅リフォーム契約・解約に関する相談など。
電話勧誘販売	電話勧誘で契約した光回線やプロバイダー、健康食品の解約や信用性に関する相談、過去の通信教育教材の解約に関する不当請求や二次被害に関する相談など。
マルチ・マルチまがい取引	加入者を増やせば利益が得られると商品の販売組織に誘って商品を購入させようとする商法。思うようには実際は売れずに借金を抱える場合が多い。空気清浄器のレンタルオーナーや高額な化粧品、健康食品などのマルチ取引の契約・解約や、仮想通貨への投資などに関する相談など。
訪問購入	購入業者が消費者の自宅等の営業所等以外の場所において、売買契約を締結し物品などを購入しようとする取引形態。業者が古着等の不用品を買い取ると自宅に來訪し、貴金属等の買取りを要求したので契約したが、解約したいとの相談など。
ネガティブオプション	注文をしていないにもかかわらず、商品を一方的に送りつけ、購入しなければならないものと勘違いをさせて代金を支払わせることを狙った商法。勝手に送りつけてきた健康食品、書籍、雑誌等への対処法に関する相談など。
その他無店舗	ホテルや集会場などで2日以上にわたって開かれる展示会など、店舗とはいえない会場での着物や帯など小物類の購入契約の解約に関する相談など。

イ 契約当事者年代別特殊販売（無店舗販売）相談件数

年代別にみると、各年代で「通信販売」が第1位ですが、特に「60歳代」以下の各年代で第2位以下に大幅な差をつけています。「電話勧誘販売」と「訪問販売」が一番多い年代は「70歳以上」です。「マルチ・マルチまがい取引」が一番多い年代は「20歳代」です。「訪問購入」が多い年代は「60歳代」と「70歳以上」です。

前年度に比べて、「通信販売」が「60歳代」と「70歳以上」で増加しています。「電話勧誘販売」は「30歳代」「40歳代」「60歳代」「70歳代」で、「訪問販売」は「20歳代」と「40歳代」で増加しています。

■表8 契約当事者年代別特殊販売相談件数

29年度				28年度			
	順	特殊販売	件数		順	特殊販売	件数
20歳未満	1	通信販売	57	20歳未満	1	通信販売	69
	2	訪問販売	6		2	訪問販売	7
	3	電話勧誘販売	2		3	電話勧誘販売	1
	4	その他無店舗	1			その他無店舗	0
		マルチ・マルチまがい取引	0			マルチ・マルチまがい取引	0
		訪問購入	0			訪問購入	0
		ネガティブオプション	0			ネガティブオプション	0
20歳代	1	通信販売	128	20歳代	1	通信販売	133
	2	マルチ・マルチまがい取引	15		2	電話勧誘販売	17
	3	訪問販売	13		3	マルチ・マルチまがい取引	9
	4	電話勧誘販売	8		4	訪問販売	6
	5	その他無店舗	1		5	訪問購入	2
		訪問購入	0			その他無店舗	2
		ネガティブオプション	0			ネガティブオプション	0

29年度			
	順	特殊販売	件数
30歳代	1	通信販売	152
	2	電話勧誘販売	19
	3	訪問販売	16
	4	マルチ・マルチまがい取引	4
	5	訪問購入	1
		その他無店舗	1
		ネガティブオプション	0

28年度			
	順	特殊販売	件数
30歳代	1	通信販売	177
	2	訪問販売	20
	3	電話勧誘販売	15
	4	マルチ・マルチまがい取引	7
	5	その他無店舗	3
	6	訪問購入	1
		ネガティブオプション	0

	順	特殊販売	件数
40歳代	1	通信販売	244
	2	訪問販売	44
	3	電話勧誘販売	39
	4	訪問購入	7
	5	マルチ・マルチまがい取引	4
	6	その他無店舗	2
		ネガティブオプション	0

	順	特殊販売	件数
40歳代	1	通信販売	265
	2	電話勧誘販売	38
	3	訪問販売	34
	4	マルチ・マルチまがい取引	4
	5	その他無店舗	2
		訪問購入	0
		ネガティブオプション	0

	順	特殊販売	件数
50歳代	1	通信販売	224
	2	電話勧誘販売	38
	3	訪問販売	33
	4	マルチ・マルチまがい取引	6
	5	訪問購入	5
		ネガティブオプション	0
		その他無店舗	0

	順	特殊販売	件数
50歳代	1	通信販売	233
	2	電話勧誘販売	47
	3	訪問販売	35
	4	訪問購入	9
	5	マルチ・マルチまがい取引	5
	6	ネガティブオプション	1
		その他無店舗	1

29年度			
	順	特殊販売	件数
60歳代	1	通信販売	226
	2	電話勧誘販売	84
	3	訪問販売	49
	4	訪問購入	13
	5	マルチ・マルチまがい取引	3
	6	ネガティブオプション	2
		その他無店舗	2

28年度			
	順	特殊販売	件数
60歳代	1	通信販売	195
	2	通信販売	69
	3	電話勧誘販売	47
	4	訪問購入	15
	5	ネガティブオプション	3
	6	その他無店舗	2
	7	マルチ・マルチまがい取引	1

	順	特殊販売	件数
70歳以上	1	通信販売	135
	2	電話勧誘販売	126
	3	訪問販売	104
	4	訪問購入	12
	5	マルチ・マルチまがい取引	11
	6	ネガティブオプション	8
	7	その他無店舗	2

	順	特殊販売	件数
70歳以上	1	通信販売	133
	1	訪問販売	133
	3	電話勧誘販売	123
	4	訪問購入	21
	5	マルチ・マルチまがい取引	7
	6	ネガティブオプション	7
	7	その他無店舗	4

	順	特殊販売	件数
その他・不明	1	通信販売	33
	2	電話勧誘販売	26
	3	訪問販売	19
	4	マルチ・マルチまがい取引	1
		ネガティブオプション	1
		訪問購入	0
		その他無店舗	0

	順	特殊販売	件数
その他・不明	1	通信販売	40
	2	訪問販売	28
	3	電話勧誘販売	20
	4	訪問購入	2
	5	ネガティブオプション	1
		マルチ・マルチまがい取引	0
		その他無店舗	0

(4) 事業者による消費生活センター訪問

事業者による消費生活センター訪問の機会を通じて、消費者被害防止について意見交換を行っています。平成29年度の訪問は延べ53回で、前年度と同数です。

■表9 事業者による消費生活センター訪問回数

	29年度	28年度	増 減
訪問回数（延べ）	53	53	0

(5) 多重債務に関する相談

平成29年度の多重債務相談件数は253件で、前年度と比べて36件の増（前年度比116.5%）です。最近は、市役所内部からの紹介による相談以外に、知人や家族からの紹介による相談が増えています。また、債務整理に至らない家計などの見直しに関する相談も増えており、消費生活センターの多重債務相談窓口の認知度が向上していると言えます。一方、1件当たりの平均相談回数も右肩上がり、相談が複雑化している傾向がうかがえます。

■表10 多重債務相談人数

（単位：人）

	29年度	28年度	増減
面談	149	123	26
電話	104	94	10
合計	253	217	36

■表11 当事者の債務整理

（単位：人）

	29年度	28年度	増減
任意整理	30	32	-2
自己破産	31	33	-2
民事再生	6	8	-2
特定調停	0	0	0
相談のみ	186	144	42
合計	253	217	36

■表12 平均相談回数

（単位：回）

	29年度	28年度	増減
平均相談回数	4.2	4.0	0.2

■表13 平成29年度 多重債務新規相談内容集計表

I 当事者の人的属性項目

年齢	人数	構成比
20歳代	29	11%
30歳代	43	17%
40歳代	52	21%
50歳代	49	19%
60歳代	45	18%
70歳以上	34	13%
不明	1	0%
合計	253	100%
職業	人数	構成比
給与所得者（正社員）	67	26%
パート等非正規雇用者	26	10%
個人事業主（農林漁業者）	11	4%
会社役員	0	0%
年金受給者	45	18%
無職	90	36%
主婦・主夫	0	0%
学生	1	0%
不明	13	5%
合計	253	100%
年収	人数	構成比
0円	66	26%
1～100万円	25	10%
101～150万円	21	8%
151～200万円	16	6%
201～300万円	17	7%
301～400万円	12	5%
401～500万円	1	0%
501～700万円	1	0%
701万円～	0	0%
不明	94	37%
合計	253	100%
居住区	人数	構成比
中央区	60	24%
東区	55	22%
西区	49	19%
南区	17	7%
北区	20	8%
江南区	13	5%
秋葉区	17	7%
西蒲区	16	6%
その他、不明	6	2%
合計	253	100%

II 相談者内容項目

相談者内容項目	人数	構成比
1～4件	163	64%
5～9件	44	17%
10件～	8	3%
不明	38	15%
合計	253	100%
住宅ローンを除く借入金額	人数	構成比
～50万円	57	23%
51～100万円	26	10%
101～200万円	46	18%
201～300万円	20	8%
301～400万円	8	3%
401～500万円	14	6%
501万円～	31	12%
不明	51	20%
合計	253	100%
住宅ローンの借入額 （融資残高）～1000万円	人数	構成比
1001～1500万円	0	0%
1501～2000万円	7	50%
2001万円～	3	21%
不明	0	0%
合計	14	100%
借入目的（複数回答）	人数	構成比
生活費	81	22%
物品購入	51	14%
出会系ほか悪質商法関連	6	2%
教育費	11	3%
冠婚葬祭	5	1%
医療費	3	1%
返済金のため	34	9%
遊興・レジャー	29	8%
ギャンブル	13	4%
事業資金	9	2%
住宅ローン	13	4%
その他	45	12%
不明	65	18%
合計	365	100%
公租公課の滞納	人数	構成比
有	34	13%
無	125	49%
不明	94	37%
合計	253	100%
公租公課の滞納額	人数	構成比
～20万円	15	44%
21～50万円	5	15%
51～100万円	2	6%
101万円～	3	9%
不明	9	26%
合計	34	100%

※独自集計のため、「集計表」の人数とパイオネット（PIO-NET）の人数は一致しません。「構成比」の数値は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しません。

Ⅲ 当事者の人的属性項目

債務整理	人数	構成比
任意整理	30	12%
自己破産	31	12%
民事再生	6	2%
特定調停	0	0%
相談のみ	186	74%
合計	253	100%
債務整理連携先（複数回答）	人数	構成比
弁護士	57	69%
司法書士	17	20%
クレジットカウンセリング協会	2	2%
貸金業協会	0	0%
法テラス	0	0%
警察	3	4%
裁判所	4	5%
他の消費生活センター	0	0%
商工会議所	0	0%
その他	0	0%
合計	83	100%
生活再建連携先（複数回答）	人数	構成比
法務局	0	0%
税務署（国税関係）	0	0%
振興局（県税）	1	1%
税務課（市税）	2	3%
債権管理課	1	1%
区民生活課（国保・国年）	2	3%
保護課・健康福祉課	58	83%
市民相談室	0	0%
こころの健康センター	0	0%
学務課等（奨学金等）	0	0%
社会福祉協議会	0	0%
ハローワーク	1	1%
パーソナルサポート	1	1%
市営住宅サービスセンター	0	0%
県住宅供給公社	0	0%
年金事務所	0	0%
県地方税徴収機構	0	0%
その他	4	6%
合計	70	100%
相談区分	人数	構成比
面談	149	59%
電話	104	41%
合計	253	100%
相談者との同行	人数	
北区	64	
出張相談（相談者宅等への訪問）	人数	
秋葉区	9	

Ⅳ 相談者内容項目

貸金業法の影響等	人数	構成比
ヤミ金利用	4	50%
総量規制	0	0%
専業主婦（夫）	0	0%
法律家とのトラブル	4	50%
合計	8	100%
当センターを知ったきっかけ	人数	構成比
TV、ラジオCM	0	0%
新聞、雑誌	0	0%
市報等の広報誌	11	4%
看板・広告等	4	2%
インターネット	47	19%
電話帳・こたえてコール	12	5%
庁内の紹介	99	39%
（詳細）		
＜市・税務課＞	2	1%
＜債権管理課＞	4	2%
＜市民相談室＞	5	2%
＜区民生活課・国保・年金＞	1	0%
＜区役所＞	10	4%
＜保護課等＞	73	29%
＜庁内その他＞	4	2%
公的機関からの紹介	26	10%
（詳細）		
＜他消費生活センター＞	21	8%
＜ハローワーク・パーソナルサポート＞	0	0%
＜社会福祉協議会＞	1	0%
＜県地方税徴収機構＞	0	0%
＜警察＞	0	0%
＜他の公的機関＞	4	2%
知人・家族からの紹介	26	10%
議員・民生委員・自治会長	1	0%
包括介護事業者の紹介	2	1%
その他	25	10%
合計	253	100%

平均相談回数 4.0 回

公租公課延滞率

（公租公課延滞率「有」件数÷総相談件数） 13%

2 消費者啓発及び情報提供

消費者が自主的で健全な消費生活を営むための知識や情報を提供しました。

(1) 消費者啓発講座

ア くらしの一日教室 … 市民を対象に、生活に関連するテーマを選び、専門の講師による講義や実習を行う講座

開催月日	テーマ	講 師	参加人数
5月23日	弁護士が語る高齢者の消費者被害の傾向と予防策	弁護士	13人
7月25日	赤ちゃんが生まれてからのマネープラン	新潟県金融広報委員会金融広報アドバイザー	7人
10月10日	お米の種類と保存方法 ～知識を深めておいしく食べよう～	新潟県消費生活センター商品テスト室職員	12人
11月18日	人生のエンディングを考える PartⅠ よくわかる成年後見制度	新潟市成年後見支援センター職員	19人
12月 8日	人生のエンディングを考える PartⅡ 終活って何!? 相続・遺言・エンディングノート	司法書士	24人
1月29日	美容医療の消費者トラブル	独立行政法人国民生活センター相談員	17人

参加者 6回 計92人

イ 子ども消費者学習 … 小学校6年生を対象に、糖分測定など、食から考える消費生活の基礎知識を学ぶ講座

開催月日	区	会 場	実験の内容	参加人数
6月13日	秋葉	新関小学校	食品に含まれる糖分の測定	16人
7月 4日	江南	亀田小学校	食品に含まれる糖分の測定	61人
7月 5日	秋葉	新津第一小学校	食品に含まれる糖分の測定	60人
7月 6日	中央	紫竹山小学校	食品に含まれる着色料の検出	57人
7月 7日	中央	紫竹山小学校	食品に含まれる着色料の検出	29人
7月11日	江南	亀田小学校	食品に含まれる糖分の測定	30人
7月12日	南	臼井小学校	食品に含まれる糖分の測定	23人

開催月日	区	会 場	実験の内容	参加人数
7月13日	東	東中野山小学校	食品に含まれる糖分の測定	58人
7月14日	東	東中野山小学校	食品に含まれる糖分の測定	57人
9月 1日	西	小瀬小学校	食品に含まれる着色料の検出	7人
9月 7日	秋葉	小須戸小学校	食品に含まれる着色料の検出	43人
9月28日	南	月潟小学校	食品に含まれる糖分の測定	27人
10月27日	西	真砂小学校	食品に含まれる着色料の検出	64人
11月 2日	西	木山小学校	食品に含まれる着色料の検出	10人
11月 9日	秋葉	金津小学校	食品に含まれる着色料の検出	45人
11月28日	南	茨菅根小学校	食品に含まれる糖分の測定	23人
11月29日	南	白根小学校	食品に含まれる着色料の検出	56人
11月30日	南	白根小学校	食品に含まれる着色料の検出	27人
12月 1日	西蒲	越前小学校	食品に含まれる着色料の検出	14人

参加者 15校（19回） 計707人

ウ 夏休み親子消費者学習 … 小学校4～6年生と親を対象に、糖分測定などを取り入れた講座

開催月日	会 場	テーマ	参加人数
8月 2日	食育・花育センター	食品に含まれる糖分・着色料を調べよう	親子14組 30人

参加者 1回 計30人

エ 出前くらしのテスト教室 … 市民を対象に、簡易テストを取り入れた出前講座

開催月日	区	団 体 名	テーマ	参加人数
10月15日	東	新潟市資源再生センター	災害食について	20人
11月1日	西	西区社会福祉協議会 (西区ふれあいティールーム)	災害食について	11人
11月24日	西	西区社会福祉協議会 (西区ふれあいティールーム)	災害食について	19人

参加者 3回 計50人

オ さわやかトーク宅配便及び出前講座… 10人以上の団体を対象にした出前講座

開催月日	区	団体名	テーマ	参加人数
4月25日	中央	新潟青陵大学短期大学部	あなたを狙う悪質商法	230人
6月 2日	中央	新潟地区公益事業連絡協議会	特定商取引法の概要と 契約トラブル事例について	14人
6月 4日	東	山木戸14区ときめき会	だまされないで!! 悪質商法	23人
6月 6日	東	楽笑の会	STOP!! THE 悪質商法 (一般編)	17人
6月27日	秋葉	田家元気で楽しくすごそう会	だまされないで!! 悪質商法	14人
6月28日	中央	社会福祉法人新潟市社会福祉協 議会中央区社会福祉協議会	だまされないで!! 悪質商法	15人
7月18日	西蒲	堀山団地寿会	だまされないで!! 悪質商法	7人
8月 4日	北	新潟市北区社会福祉協議会	STOP!! THE 悪質商法 (一般編)	12人
8月22日	北	新潟市地域包括支援センターく ずつか	高齢者の消費者被害の実例	53人
9月 7日	南	新潟市立白南中学校	消費者市民社会の構築	132人
9月25日	中央	新潟大学教育学部附属新潟小学 校	情報化社会とわたしたちの暮らし	16人
9月29日	中央	新潟大学教育学部附属新潟小学 校	情報化社会とわたしたちの暮らし	16人
9月30日	秋葉	田家3区老人会	だまされないで!! 悪質商法	28人
10月17日	西	小針藤山自治会	だまされないで!! 悪質商法	20人
10月24日	西蒲	新潟市地域包括支援センター巻	消費者被害に関する勉強会	20人
11月20日	中央	新潟市地域包括支援センター宮 浦東新潟	最近の悪徳業者から身を守る方法 と地域の気づきについて	23人
11月21日	中央	社会福祉法人新潟市社会福祉協 議会	だまされないで!! 悪質商法	53人
11月21日	中央	新潟市地域包括支援センター関 屋・白山	消費者被害の実態について	25人
11月23日	西	寺尾西新町自治会	だまされないで!! 悪質商法	20人

開催月日	区	団体名	テーマ	参加人数
12月 7日	北	新潟市地域包括支援センターくずつか	だまされないで！！悪質商法	27人
12月11日	中央	特定非営利活動法人新潟県消費者協会	新潟市の最近の相談事例	23人
2月15日	東	紫竹6区自治会	だまされないで！！悪質商法	26人
2月19日	中央	若者支援センター	STOP！！THE 悪質商法（若者編）	4人
3月20日	中央	社会福祉法人坂井輪会	だまされないで！！悪質商法	10人

参加者 24回 計824人

(2) 暮らしのレポーター事業

ア 目的

新潟市消費生活条例第26条に基づき、商品等の価格調査等に関する情報の提供、意見及び要望を求めるため、暮らしのレポーターを設置。

イ 委嘱数

市内に居住する18歳以上の者 17人

ウ 任期

1年間

エ 価格調査の内容

	内 容
調査時期	7月～9月、12月～2月に各月1回、合計6回。
調査日	原則、月の10日から12日の間に実施。
調査店舗	暮らしのレポーターが日常利用している小売店を参考に市が指定。
調査方法	調査日に調査店舗に出向き、対象品目の価格を調査し市に報告。
調査品目	生活関連物資34品目 (キャベツ、にんじん、ばれいしょ、たまねぎ、長ネギ、レタス、トマト、だいこん、ほうれん草、りんご、バナナ、豚肉、牛肉(国産、輸入)、鶏肉、鶏卵、牛乳、コメ(こしひかり、こしひかり以外)、バター、マーガリン、砂糖、小麦粉、食用油、醤油、ソース、マヨネーズ、味噌、台所用洗剤、洗濯用洗剤、ティッシュペーパー、ポリ袋、トイレットペーパー、ラップフィルム)
情報提供	生活関連物資34品目の価格調査結果を、季刊「くらしゆうゆう通信」及びHPを通して情報提供。

オ 研修会への参加と消費生活講座の講師

- ・消費生活センターで行われる各種研修会に積極的に参加していただくこと。
- ・消費生活に関する講座の講師をつとめること。

カ 研修会

開催月日	内 容	講 師	参加人数
6月 5日	説明会（委嘱状交付） ・平成29年度の業務について ・最近の消費者行政の動向について	当センター職員	12人
7月 5日	研修会 ・知っておきたい食品の表示と栄養成分表示の基本	新潟市保健所 食の安全推進課職員	11人
8月10日	研修会（政策アドバイザーフォーラム） ・私たちの消費（買い物）が未来を変える」	当センター相談員	3人
10月13日	研修会 ・市内で多発している！消費者トラブル	当センター相談員	9人
11月18日	研修会 ・成年後見制度について	新潟市成年後見支援 センター職員	7人
2月14日	研修会 ・寸劇用シナリオづくり～最近の事例から～	当センター相談員	9人

（延べ）参加者51人

平成29年度 生活関連物資の小売価格変動結果

(消費税込／単位：円)

品 名	7月	8月	9月	12月	1月	2月	年平均	最高値	最低値
キャベツ 100g	14	13	17	21	33	37	23	37	13
にんじん 100g	35	35	32	29	29	34	32	35	29
ばれいしょ 100g	36	33	31	26	29	30	31	36	26
たまねぎ 100g	25	25	22	21	21	23	23	25	21
長ネギ 100g	78	67	62	60	81	86	72	86	60
レタス 100g	26	39	50	104	108	93	70	108	26
トマト 100g	52	55	81	69	76	74	68	81	52
だいこん 100g	17	24	18	61	28	29	29	61	17
ほうれん草 100g	79	121	114	121	137	120	115	137	79
りんご 100g	53	71	49	41	42	44	50	71	41
バナナ 100g	28	28	28	29	27	28	28	29	27
豚肉 国産ロース100g	249	247	251	241	236	245	245	251	236
牛肉 国産肩ロース100g	801	780	736	538	567	684	684	801	538
牛肉 輸入肩ロース100g	294	278	311	277	265	286	285	311	265
鶏肉 国産もも肉100g	120	122	110	128	134	124	123	134	110
鶏卵 L玉10個	201	195	198	216	201	194	201	216	194
牛乳 1・	189	184	187	183	185	185	186	189	183
米 こしひかり100% 5kg	2,099	2,031	2,101	2,106	2,164	2,198	2,116	2,198	2,031
米 こしひかり以外 5kg	1,743	1,696	1,776	1,788	1,892	1,972	1,811	1,972	1,696
バター 100g	195	207	205	202	200	316	221	316	195
マーガリン 100g	74	83	88	77	80	80	80	88	74
砂糖 1kg	188	178	190	188	185	184	186	190	178
小麦粉 1kg	210	210	212	208	211	223	212	223	208
食用油 1kg	289	272	277	275	270	266	275	289	266
しょう油 1・	283	268	269	269	263	255	268	283	255
ソース 100ml	54	57	55	55	55	60	56	60	54
マヨネーズ 100g	73	56	56	57	57	54	59	73	54
味噌 1kg	474	427	466	441	466	454	454	474	427
台所用洗剤 100ml	71	69	69	83	72	60	71	83	60
洗濯用洗剤 1kg	288	289	287	288	293	292	289	293	287
ティッシュペーパー 5箱1パック	251	244	250	238	244	232	243	251	232
ポリ袋 45・10枚組	155	174	169	177	160	159	166	177	155
トイレットペーパー 12ロール1パック	324	322	324	309	327	291	316	327	291
ラップフィルム30cm×20m	148	142	148	145	147	149	147	149	142



(3) 消費者月間行事

消費者月間事業…消費者保護基本法制定（現在は改正され消費者基本法）20周年を記念し、昭和63年から5月が「消費者月間」と定められています。平成29年度は以下の事業を実施しました。

開催期間	会場	内容
5月23日	消費生活センター	高齢者の消費者被害の傾向と予防策 講師：新潟県弁護士会所属弁護士
5月26日～27日	消費生活センター	ふれあいショップinローサ 不用品の有効利用を図るため、共催の消費者協会が委託販売。

(4) 啓発資料

以下の資料及びその他の各種啓発資料のうち、消費生活センター展示室に常時置いてあるものについては、来訪者は自由にお持ちいただけます。（ただし、資料によっては回数に制限があります。）

資料名	主な配布先及び据置場所
若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン ポスター・リーフレット	市施設、大学・短期大学、映画館など
高齢者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン ポスター・リーフレット	市施設、福祉施設、整形外科医院、調剤薬局など
消費者教育被害防止啓発用冊子 「ぼくもわたしも消費者」	小学校
消費者教育被害防止啓発用冊子 「消費生活読本」	中学校
くらしゆうゆう通信（消費生活センター機関紙、 年4回発行）	センター窓口、くらしのレポーター、価格調査協力 店舗、公民館、消費生活審議会委員等
平成29年度新潟市消費生活センター概要	政令市・県内消費生活センター、消費生活審議会委員など
消費生活相談の概要（年間・月毎）	センター窓口、啓発講座
啓発用パンフレット 「若い世代に知って欲しい 消費者トラブル対策マニュアル」	センター窓口、各種講座で配付
啓発用パンフレット 「撃退！迷惑メール」	センター窓口、各種講座で配付
啓発用パンフレット 「地域で高齢者を見守るためのハンドブック」	センター窓口、各種講座で配付
啓発用パンフレット 「ローンキャッシング Q&A BOOK」	センター窓口、各種講座で配付
啓発用パンフレット 「ストップザ・悪質商法若者編」	センター窓口、各種講座で配付

(5) 消費生活センター情報コーナー

情報コーナーでは、電子掲示板やパネル展示による悪質商法や事故情報などの情報提供、さらに、商品テスト結果の展示・掲示などを行っています。また、市民を対象にDVD・ビデオの貸出、図書の閲覧及び貸出も行っています。

ア 電子掲示板、パネル展示 ……情報コーナーでは常時、消費生活に関わる情報を提供するとともに、消費者啓発関係のパネルを展示しています。

イ DVD・ビデオソフト ……市民を対象に貸し出しています。

【貸し出し用DVDなどの内訳】

分 類	本 数	分 類	本 数	分 類	本 数
悪 質 商 法	56	衣 生 活	9	計 量	2
金 融	9	食 生 活	37	環 境	3
保 険	5	住 生 活	11	そ の 他	30

ウ 図書 ……展示室での閲覧、市民対象の貸し出しを行っています。

① 定期刊行物

消費者法ニュース、消費者教育研究、他都市との交換資料、月刊国民生活、各種団体会報、年報 など

② 新聞

ニッポン消費者新聞

③ 消費生活に関する書籍、チラシ、パンフレット など

3 消費者団体の活動支援及び助成

(1) 消費者団体への事業委託

消費者啓発に関する事業を消費者団体に委託しています。

【最近3か年の委託事業】

	委託事業	内 容
27年度	オレオレ詐欺や悪質商法に関する 市民意識アンケート調査	市内在住の高齢者に悪質商法に関する意識調査を行い、結果を市民に報告、市民全体の連携で被害防止に取り組めるように提案
28年度	期限表示と食品ロスに関する 市民アンケート調査	消費者の過度な鮮度や品質に対する意識が食品ロスの一因として指摘されるなか、消費者が食品の期限表についてどのように考え、どのような消費行動をとっているのか調査を実施し、食品ロス削減策の提言をまとめ、市民に報告
29年度	啓発モデル講座 「期限表示活用で、 家庭から減らそう食品ロス」	前年度の提言に基づく普及啓発策をモデル講座として実施し、その食品ロス削減効果について検証調査を行ない、調査結果を踏まえて課題の整理、実生活に取り入れやすく継続可能な手法を分析し、消費者の家庭における食品ロス削減への取組みの促進と倫理的消費（エシカル消費）に対する意識の向上につながる効果的な啓発策を報告

4 製品安全4法の立入検査

電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づき市内事業所へ、表示方法及び表示事項に違反がないか立入検査を実施しました。

(1) 電気用品安全法

	品 名	事業所数	違反事業所数	検査個数	違反個数
1	直流電源装置	1	0	2	0
2	照明器具	4	0	42	0
3	電子レンジ	4	0	23	0
4	電気冷蔵庫	4	0	41	0
5	空気清浄器	4	0	14	0
合 計				122	0

(2) 家庭用品品質表示法

	品 名	事業所数	違反事業所数	検査個数	違反個数
1	織物, ニット生地, レース生地	3	0	307	0
2	靴 下	3	0	426	0
3	ハンカチ	3	0	200	0
4	電気冷蔵庫	4	0	41	0
5	電気コヒ-沸器	2	0	20	0
合 計				994	0

(3) 消費生活用製品安全法

	品 名	事業所数	違反事業所数	検査個数	違反個数
1	圧力なべ・圧力がま	2	0	14	0
2	乗用車用ヘルメット	1	0	25	0
3	石油ストーブ	1	0	6	0
4	使い捨てライター	2	0	100	0
5	乳幼児ベッド	1	0	3	0
合 計				148	0

(4) ガス事業法

立入事業所に対象品目はありませんでした。

5 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務

平成29年度から、新潟市に所在する事業所に関する事案について、景品表示法にかかる権限が新潟県から新潟市に移譲されました。改善指導した事業所はありませんでした。

6 附属機関関係

(1) 新潟市消費生活審議会開催状況

	日 付	経過（審議内容）
第1回	平成29年9月6日	・正副委員長の互選 ・消費者行政における最近の国の動向 ・消費生活センターの平成28年度事業報告及び平成29年度事計画について ほか
第2回	平成30年1月17日	・新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画の改定について

(2) 新潟市消費者教育推進地域協議会開催状況

	日 付	経過（審議内容）
第1回	平成29年9月6日	・会長・副会長の互選 ・消費者教育推進法の概要について ・新潟市の消費者教育の取り組みについて
第2回	平成30年1月17日	・消費者教育の推進についての研修会

IV 平成29年度計量検査関係事業報告

1 検 査 事 業

(1) 特定計量器定期検査

正確な計量器の使用による適正な計量の実施を確保するため、商工業者及び病院・学校等で取引や証明に使われる計量器は、計量法第19条により定期検査の受検が義務づけられています。

ア 公示及び周知方法

- ①市公報に告示を掲載し、出先機関にも掲示
- ②市広報紙（市報にいがた）に検査概要の掲載
- ③検査通知書による受検者個々への案内（指定定期検査機関が行う。）

イ 定期検査対象区域

北区	北出張所、濁川及び南浜連絡所管内
東区	全 域
中央区	東及び南出張所管内
江南区	大江山連絡所、両川及び曾野木連絡所管内
南区	味方及び月湯出張所管内
西区	黒崎出張所管内及び四ツ郷屋地区
西蒲区	全 域

（ただし、一部大型はかり及び多数計量器使用事業所等は新潟市全域）

ウ 検査実施機関

指定定期検査機関へ全面委託（一部検査を除く。）

◎指定定期検査機関：[一社]新潟県計量協会

エ 定期検査実施数

計量器検査（内訳）								
検査区域	検査日数		人 員		検査事業所数		検査個数	
	市直営	委託	市直営	委託	市直営	委託	市直営	委託
北 区		8		16		58		252
東 区	2	31	2	62	2	284	5	758
中央区	2	34		68	2	296	7	869
江南区	1	12	1	28	1	90	1	454
南 区	2	7.5	2	16	2	58	2	208
西 区		14		28		87		348
西蒲区		25		50		225		872
合 計	7	131.5	5	268	7	1,098	15	3,761
総 計	138.5		273		1,105		3,776	

機種別検査数								
器 種	ひょう量	手数料	指定定期検査機関		新潟市実施分		代検査	
			検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格
電気式	100kg以下	1,400	1,172	11	8		331	
	250kg以下	1,800	418	7			81	
	500kg以下	2,300	38				16	
	1ﾄﾝ以下	3,200	4				4	
	2ﾄﾝ以下	3,800	9		1		46	
	5ﾄﾝ以下	7,100	1	1			4	
	10ﾄﾝ以下	11,000					1	
	20ﾄﾝ以下	15,400					8	
	30ﾄﾝ以下	19,600	1				12	
	40ﾄﾝ以下	22,200	1				18	
	50ﾄﾝ以下	30,600					5	
	50ﾄﾝ超	52,500					3	
手動天びん	—	500					0	
等比皿はかり	—	500	5				0	
棒はかり	—	250	3				0	
台手動式はかり	100kg以下	500	53				21	
	250kg以下	900	55				2	
	500kg以下	1,500	2				0	
	1ﾄﾝ以下	2,200					0	
	2ﾄﾝ以下	3,800	2				0	
	5ﾄﾝ以下	7,100					0	
	10ﾄﾝ以下	11,000					0	
	20ﾄﾝ以下	15,400					0	
	30ﾄﾝ以下	19,600					0	
	40ﾄﾝ以下	22,200					0	
	50ﾄﾝ以下	30,600					0	
	50ﾄﾝ超	52,500					0	
不等比皿はかり	—	500	39				0	

ばね式はかり	100kg以下	500	1,011	4	5		52	
	250kg以下	900	21				0	
	500kg以下	1,500					0	
	1ﾄﾝ以下	2,200					0	
その他の 指示はかり	100kg以下	500					0	
	250kg以下	900					0	
	500kg以下	1,500					0	
	1ﾄﾝ以下	2,200					0	
直線目盛	—	250	53		1		0	
手動指示併用	—	500	16				2	
分 銅	—	10	105				8	
定量おもり	—	10	3				0	
定量増おもり	—	10	749				15	
合 計	—	—	3,761	23	15	0	629	0

(2) 立入検査

計量法の目的を達成するためには、計量法に規定されている諸制度が実質的に遵守されていなければなりません。このため新潟市では計量器や量目等が適正であるかについて、商店や事業所等に立入検査を実施し、適正計量の確保に努めています。

ア 商品量目立入検査

商品の流通度が高い中元、年末時期を中心に不正な量目の商品が消費者に販売されないようスーパー、小売店等を対象に内容量の検査を行いました。

違反が多かった店舗には、再度立入検査を行い、改善指導を行いました。

	検査店舗数	違反店舗数(不足)	検査個数	違反個数(不足)
中元時期	18	2 (11.1%)	1,156	3 (0.3%)
年末時期	17	2 (11.8%)	1,154	7 (0.6%)
計	35	※ 4 (11.4%)	2,310	10 (0.4%)

【内訳】

検査品目	検査店舗数	違反店舗数(不足)	検査個数	違反個数(不足)
食肉	35	0(0.0%)	542	0(0.0%)
食肉の加工品	17	0(0.0%)	85	0(0.0%)
魚介類	35	0(0.0%)	443	0(0.0%)
魚の加工品	33	1(3.0%)	215	5(2.3%)
野菜	35	3(8.6%)	521	5(1.0%)
その他の調理食品	35	0(0.0%)	484	0(0.0%)
その他の食品	4	0(0.0%)	20	0(0.0%)
合計	194	※ 4 (2.1%)	2,310	10 (0.4%)

※内訳違反数は、1事業所に2品目違反があれば検査店舗数の違反数は2となるため、上段違反数とは必ずしも一致しません。

イ 特定計量器

市内スーパーの電気子メーターの有効期間について検査を行いました。

検査事業所数	不良事業所数	検査個数	不良個数
2	0	2	0

2 啓発・指導事業

(1) 消費者啓発

消費者保護を目的として計量に関する種々の検査及び取締りを行っていますが、消費者自身にもその現状を認識してもらい、計量に対する関心を深めるために次の啓発事業を行っています。

ア 血圧計・体温計の精度検査

適正な計量の実施を確保するため市内の医療機関、保育園及び一般市民を対象に血圧計・体温計の検査を行いました。

【検査結果】

	検査件数	検査個数	適 合	不 適 合	不適合率
血 圧 計	0	0	0	0	0.0%
体 温 計	28	317	302	15	5.0%

3 適正計量管理事業所

(1) 経済産業大臣指定 1事業所

事業所名	事業所数
新潟大学医歯学総合病院	1

(2) 新潟県知事指定 243事業所

事業所名	事業所数
日本郵政株式会社 郵便事業株式会社 郵便局株式会社	154
ニッポー株式会社	1
日本通運株式会社新潟支社	9
北越紀州製紙株式会社新潟工場	1
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	3
三菱瓦斯化学株式会社新潟工場	1
新潟県LPガス計量自治会	9
株式会社三越伊勢丹	2
株式会社キュービット	4
清水商事株式会社	15
株式会社ウオロク	17
株式会社原信	15
全国農業協同組合連合会新潟県本部	4
新日本石油化工株式会社	1
亀田製菓株式会社	3

事業所名	事業所数
古河マグネットワイヤ株式会社白根工場	1
日揮触媒化成株式会社新潟営業所	1
株式会社ブルボン新潟工場	1
株式会社アジカル	1

4 基準器及び検査設備

(1) 基準器

種類	型式・能力	数量
特級基準分銅	ひょう量20kg	1
特級基準分銅	ひょう量1g～10kg	1組
特級基準分銅	ひょう量1mg～500mg	1組
1級基準分銅	ひょう量1g～10kg	1組
基準ガラス製温度計	目盛範囲0℃～50℃ 1目盛の値0.1℃	1
基準ガラス製温度計	目盛範囲0℃・34℃～43℃ 1目盛の値0.05℃	1
液体メーター用基準タンク	ゲージグラス付全量10・	1
基準液柱型圧力計	目盛範囲0～300mmHg 1目盛の値1mmHg	1
基準台はかり	ひょう量1,000kg 感量50g	1

(2) 検査設備

種類及び型式・能力	数量	種類及び型式・能力	数量
電子天びん ひょう量210g	1	手動天びん 200g (1mg)	1
電子天びん ひょう量5.1kg	1	検査用電動ホイス 250kg(分銅)150kg	1組
電子天びん ひょう量41kg	1	ひょう架 金属製三脚式	1
一級実用基準分銅20kg(枕型)	50	キャッチパレット (1.5t用)	1
一級実用基準分銅1g～10kg	26	鉄製定盤(埋込式)1300×900mm	1
一級実用基準分銅10g～2kg	1組	アルミ製定盤 卓上型	2
一級実用基準分銅1mg～100g	1組	鋼鉄製直尺1m(1mm)	1
一級実用基準分銅100g～2kg	2組	鋼鉄製巻尺20m(10cm)	1
一級実用基準分銅1g～1kg	2組	鋼鉄製巻尺5m(1mm)	1
一級実用基準分銅10mg～200g	2組	体温計検査用恒温槽	1
二級実用基準分銅 2kg・5kg・10kg	22	フラスコ(ロート付)220～900ml	6
二級実用基準分銅500kg	2	メスシリンダー 100・200・500・1000ml	4
二級実用基準分銅1t	20		

5 特定商品と量目公差

- 特定商品を法定計量単位により販売するときは、政令で定める誤差（量目公差）を超えないように計量しなければならない。（計量法第12条）
- 特定商品を密封して販売するときは、経済産業省令で定める表記をしなければならない。（計量法第13条）

特 定 商 品	量目公差表	上限	密封した時に表記が必要な食品
1 精米,精麦	表 1	25kg	1に同じ。
2 豆類(未成熟のものを除く。)及び あん,煮豆,その他の豆類加工品			
(1)加工してないもの	表 1	10kg	(1)に同じ。
(2)加工品	表 1	5kg	(2)のうち,あん,煮豆,きなこ,ピーナツ製品及びはるさめ
3 米粉,小麦粉,その他の粉類	表 1	10kg	3に同じ。
4 でん粉	表 1	5kg	4に同じ。
5 野菜(未成熟の豆類を含む。)及び その加工品(漬物以外の塩蔵野菜は 除く。)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	表 2	10kg	
(2)缶詰及び瓶詰,トマト加工品並び に野菜ジュース	表 1 表 3	5kg 5	(2)に同じ。
(3)漬物(缶詰,瓶詰を除く。)及び冷凍 食品(加工した野菜を凍結させ,容 器に入れ,又は包装したものに限 る。)	表 2	5kg	(3)のうち,らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。
(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の 加工品	表 1	5kg	(4)のうち,きのこの加工品及び乾燥野菜
6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	表 2	10kg	
(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。),冷凍 食品(加工した果実を凍結させ,容 器に入れ,又は包装したものに限る。)	表 2	5kg	(2)に同じ。
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	表 1	5kg	(3)のうち,缶詰及び瓶詰,ジャム,マーマレード,果実バター並びに乾燥果実
7 砂糖	表 1	5kg	細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの
8 茶,コーヒー及びココアの調整品	表 1	5kg	8に同じ。
9 香辛料	表 1	1kg	破碎し,又は粉碎したもの
10 めん類	表 2	5kg	ゆでめん及び蒸しめん以外のもの
11 もち,オートミールその他の穀類加工品	表 1	5kg	11に同じ。

特 定 商 品	量目公差表	上限	密封した時に表記が必要な食品
12 菓子類	表1	5kg	(1)ビスケット類,米菓子及びキャンデー(ナッツ類,クリーム,チョコレート等をはさみ,入れ,又は付けたものを除き,1個の質量が3g未満のものに限る。) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) (3)缶入りの水ようかん(くり,ナッツ類等を入れたものを除く。) (4)缶入りのプリン及びゼリー (5)チョコレート(ナッツ類,キャンデー等を入れ,若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6)スナック菓子(ポップコーンを除く。)
13 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	表1	5kg	13に同じ。
14 はちみつ	表1	5kg	14に同じ。
15 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。)			
(1)粉乳,バター及びチーズ	表1	5kg	(1)に同じ。
(2)(1)に掲げる以外のもの	表1 表3	5kg 5・	(2)のうち,アイスクリーム類以外のもの
16 魚(魚卵を含む。),貝,いか,たこその他の水産動物(食用のものに限り,ほ乳類を除く。)並びにその冷凍食品及び加工品			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	表2	5kg	(1)冷凍貝柱及び冷凍えび
(2)乾燥し,又はくん製したもの,冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ,容器に入れ,又は包装したものに限り。)及びそぼろ,みりんぼし,その他の調味加工品	表2	5kg	(2)干しかずのこ,たづくり,素干し,えび・煮干しし,又はくん製したもの,冷凍食品(貝,いか,えびに限る。),調味加工品(たら又はたいのそぼろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	表1	5kg	(3)のうち,塩かずのこ,塩たらこ,すじこ,いくら,キャビア,缶詰,魚肉ハム及び魚肉ソーセージ,節及び削節類,塩辛製品並びにぬか,かす等に漬けたもの
17 海藻及びその加工品	表2	5kg	生鮮のもの,冷蔵したもの,干しのり又はのりの加工品以外のもの
18 食塩,みそ,うま味調味料,風味調味料,カレールウ,食用植物油脂,ショートニング及びマーガリン類	表1	5kg	18に同じ。
19 ソース,めん類等のつゆ,焼肉等のたれ及びスープ	表1 表3	5kg 5・	19に同じ。

特 定 商 品	量目公差	上限	密封した時に表記が必要な食品
20 しょうゆ及び食酢	表3	5・	20に同じ。
21 調理食品			
(1)即席しろこ,即席ぜんざい	表 1	1kg	(1)に同じ。
(2)(1)に掲げる以外のもの	表 2	5kg	(2)のうち,冷凍食品,チルド食品,レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰
22 清涼飲料の粉末,つくだに,ふりかけ並びにごま塩,洗いごま,すりごま及びいりごま	表 1	1kg	22に同じ。
23 飲料(医薬用のものを除く。)			
(1)アルコールを含まないもの	表 1 表 3	5kg 5・	(1)に同じ。
(2)アルコールを含むもの	表 3	5・	(2)に同じ。
24 液化石油ガス	表 1 表 3	10kg 10・	24に同じ。
25 灯油	表 3	25・	25に同じ。
26 潤滑油	表 3	5・	26に同じ。
27 油性塗料,ラッカー,合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	表 1 表 3	5kg 5・	27に同じ。
28 家庭用合成洗剤,家庭用洗淨剤及びクレンザー	表 1 表 3	5kg 5・	28に同じ。
29 皮革 (原皮並びにわに革,とかげ革,へび革及びかめ革を除く。)			公差25dm ² 以上のもの2% ただし, JIS規格K6550に規定する条件で, 皮革の背筋に対して垂直方向に5kgの荷重を加えたとき伸び率が40%を超えるものにあつては3%

—— 量 目 公 差 表 ——

表 1		表 2		表 3	
表 示 量	誤 差	表 示 量	誤 差	表 示 量	誤 差
5g以上～50g以下	4%	5g以上～50g以下	6%	5ml以上～50ml以下	4%
50g超～100g以下	2g	50g超～100g以下	3g	50ml超～10ml以下	2ml
100g超～500g以下	2%	100g超～500g以下	3%	100ml超～500ml以下	2%
500g超～1kg以下	10g	500g超～1.5kg以下	15g	500ml超～1ℓ以下	10ml
1kg超～25kg以下	1%	1.5kg超～10kg以下	1%	1ℓ超～25ℓ以下	1%

◇ 表1～3でパーセントで表される誤差は, 表示量に対しての百分率とする。

◇ 量目公差違反は不足の場合のみ適用。

◇ 特定物象量の表記方法

- 1 特定物象量を表す数字及び文字を, 当該商品を購入する者が見やすい個所に見やすい大きさ及び色をもって表記する。
- 2 法定計量単位の記号を用いる場合は, 計量法第7条に規定する記号を用いる。
- 3 特定物象量を表す数値が1万以上とならないような法定計量単位を用いる。

V 参 考 资 料

○新潟市消費生活条例

平成 18 年 12 月 21 日

条例第 135 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 消費者の安全確保

第 1 節 危害の防止（第 8 条—第 12 条）

第 2 節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等（第 13 条—第 18 条）

第 3 章 生活必需物資に関する措置（第 19 条—第 21 条）

第 4 章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等（第 22 条—第 28 条）

第 5 章 消費者の被害の救済（第 29 条—第 31 条）

第 6 章 調査、勧告、公表及び弁明（第 32 条—第 35 条）

第 7 章 市長への申出（第 36 条）

第 8 章 雑則（第 37 条・第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費生活施策の基本理念を確立し、市及び事業者等の果たすべき責務並びに消費者等の努めを明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費生活施策」という。）は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- （1） 市民の消費生活における基本的な需要が満たされること。
- （2） 市民の健全な生活環境が確保されること。
- （3） 市民の安全が確保されること。
- （4） 市民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- （5） 市民に必要な情報が提供されること。
- （6） 市民に必要な学習の機会が提供されること。
- （7） 市民の意見が反映されること。
- （8） 市民に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

2 消費生活施策の推進に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性、高度情報通信社会の進展、国際化の進展及び環境の保全に配慮しなければならない。

（市の責務）

第 3 条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、消費生活施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、消費生活施策を実施するに当たって、必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体並びに事業者及び事業者団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

（事業者等の責務）

第 4 条 事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）は、商品又はサービスの供給を行うときは、自主的に危害の防止、表示の適正化その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、市長が実施する消費生活施策に積極的に協力しなければならない。

（消費者等の努め）

第 5 条 消費者及び消費者団体（以下「消費者等」という。）は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するように努めなければならない。

2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び学習機会の提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

（相互の理解等）

第 6 条 市、事業者等及び消費者等は、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、協力するものとする。

2 市は、事業者等と消費者等との間の相互の理解及び協力が促進されるよう情報の提供、交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活推進計画の策定等）

第 7 条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進するために、消費生活推進計画を策定しなければならない。

2 消費生活推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策

（2） 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、第 1 項の消費生活推進計画を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第 2 章 消費者の安全確保

第 1 節 危害の防止

（危険商品等の供給の禁止）

第 8 条 事業者は、消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービス（以下「危険商品等」という。）を供給してはならない。

（危険商品等に対する事業者の措置）

第 9 条 事業者は、商品又はサービスが危険商品等であることが明らかになったときは、直ちにその旨を発表するとともに販売停止、回収その他必要な措置を講じなければならない。

（危険商品等に対する市長の措置）

第 10 条 市長は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、商品又はサービスについて調査、検査等を行うとともに、必要に応じ危険商品等の名称その他必要な事項についての情報を消費者に提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する調査、検査等を実施するに当たり、必要があると認めるときは、その商品

又はサービスを提供する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、その商品又はサービスが安全であることを立証すべきことを求めることができる。

- 3 市長は、その事業者が前項に規定する立証を行わない場合においてその理由がないと認めたとき、又はその事業者が行った立証によってはその商品又はサービスが安全であることを十分に確認することができないと認めたときは、その調査、検査等の経過及び結果を公表することができる。

（緊急危害防止措置）

第 11 条 市長は、商品又はサービスの供給により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該商品又はサービスの名称その他必要な事項を公表しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による公表があったときは、直ちに当該商品又はサービスの製造、販売の中止、回収等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（商品又はサービスの事故についての消費者の届出）

第 12 条 消費者は、商品又はサービスにより事故があった場合は、規則に定めるところによりその事実を速やかに市長に届け出るものとする。

第 2 節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等

（不当な取引行為の禁止）

第 13 条 事業者は、消費者に商品を販売し、又はサービスを提供する契約（契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させることを含む。）に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの及び消費者の利益を害する行為（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

- （1） 商品又はサービスの内容その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、消費者に事実と異なることを告げること。
- （2） 将来の不確実な事項について断定的判断を提供することその他消費者に誤信を生じさせる情報を提供すること。
- （3） 商品又はサービスに関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。
- （4） 消費者を威迫し、消費者に不安を覚えさせ、又は消費者の心理を操作すること。
- （5） 商品又はサービスに関し十分な知識を有しないこと等により、消費者の判断力が不足していることに配慮しないこと。
- （6） 消費者の利益を害する内容の契約をすること。
- （7） 契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に遅延し、拒否し、又は強要すること。
- （8） 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは申込みの撤回その他の行為を妨げて契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の不履行を不当に遅延し、若しくは拒否すること。
- （9） 消費者に、信用を供与することを業とする事業者が、消費者に信用を供与することを内容とする契約及び消費者の債務につき保証の委託を受けることを内容とする契約（以下「与信契約等」という。）の締結の勧誘、与信契約等の締結及び与信契約等に基づく債務の履行の請求につき、消費者の利益を害すること。
- （10） 前各号に掲げるもののほかこれらに相当すると市長が特に認めるもの

（広告その他の表示の適正化）

第 14 条 事業者は、商品又はサービスが誤って選択され、利用されることにより消費者の利益が損なわれることのないよう、商品又はサービスの品質、用途、内容その他の必要な事項を適正に表示するものとする。

2 事業者は、消費者が選択を誤ることがないように適正に商品又はサービスの広告を行うものとする。
(内容量等の表示)

第 15 条 小売業を営む事業者及びサービスを供給する事業者は、消費者が商品の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることがないようにするために、その商品又はサービスの内容量、単位価格、価格その他の必要な事項を消費者にわかりやすく表示するよう努めなければならない。
(商品等の保証表示)

第 16 条 事業者は、品質、性能等を保証すべき商品又はサービスを消費者に供給するときは、規則で定めるところにより保証内容、保証期間等の明示に努めなければならない。
(包装の適正化)

第 17 条 事業者は、必要以上の包装を行い、又は必要以上の容器を用いる等の過大な包装によって、商品の内容を誇張し、消費者の選択を誤らせることがないように適正な包装に努めなければならない。
(計量の適正化)

第 18 条 事業者は、商品を販売し、又はサービスを提供するときは、消費者の不利益とならないよう適正な計量を行うものとする。

第 3 章 生活必需物資に関する措置

(情報の収集等)

第 19 条 市長は、市民の消費生活上必要性が高い物資（以下「生活必需物資」という。）で必要と認めるものの価格又は需給に関する情報を収集し、必要に応じて消費者に提供するものとする。

2 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者に対し、当該生活必需物資の円滑な供給を確保するための協力を要請することができる。

(物資の指定)

第 20 条 市長は、生活必需物資の価格が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、その生活必需物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、その生活必需物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、その指定を解除するものとする。

(調査)

第 21 条 市長は、前条第 1 項の規定により指定された生活必需物資について、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を速やかに調査しなければならない。

第 4 章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等

(消費生活審議会の意見の反映)

第 22 条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、基本的施策又は重要施策を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(消費者学習の支援)

第 23 条 市は、消費者等が消費生活において必要な知識等を修得できるよう支援するために、学校、

地域、家庭、職場その他様々な場所において学習ができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（消費者団体の自主的な活動の促進）

第 24 条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（市民の意見を聴く会）

第 25 条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前にその旨を市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を得て開く等、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 第 1 項に規定する公益的事業者の範囲については、規則で定める。

（くらしのレポーター）

第 26 条 市長は、商品等の価格調査等に関する情報の提供、意見及び要望を求めるため、くらしのレポーターを置く。

（情報の提供）

第 27 条 市長は、消費者が消費生活を営むために必要な情報を提供し、知識の普及その他の啓発活動を行うものとする。

（環境の保全への配慮）

第 28 条 市は、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、知識の普及、情報の提供その他必要な啓発活動を行うものとする。

2 事業者等は、その商品等の供給に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 消費者等は、消費生活に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

第 5 章 消費者の被害の救済

（苦情の処理）

第 29 条 事業者は、商品又はサービスに関して生じた消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

第 30 条 市長は、消費者苦情の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、解決のために必要なあつせんその他の措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定するあつせんその他の措置によっては、その消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるときは、新潟市消費者苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の調停に付することができる。

3 苦情処理委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

（訴訟の援助）

第 31 条 市長は、本市に住所を有する消費者が、事業者の事業活動により被害を受けた場合において、事業者に対して訴訟を提起するとき又は事業者から訴訟を提起されたときにおいて、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者の申請によりこれらの訴訟（以下「消費者訴訟」という。）に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うものとする。

（1） 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。

（2） 苦情処理委員会の調停によっても解決されなかった消費者苦情に係るものであること。

- (3) 1 件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
- 2 前項の規定により消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金は、無利息とする。
- 3 市長は、消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けた者が、その訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかったときその他市長が必要があると認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 調査、勧告、公表及び弁明

(立入調査)

- 第 32 条 市長は、第 13 条に違反しているとの疑いがあり調査の必要があると認めるとき及び第 21 条に規定する調査の必要があると認めるときは、事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に当該事業者の事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第 33 条 市長は、第 10 条の調査、検査等の結果、商品又はサービスが危険商品等であると認めるときは、直ちにその危険商品等を供給している者に対して第 9 条に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、事業者が第 13 条の規定に違反する不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対して、当該不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が第 21 条の規定による調査の結果、事業者が物資の円滑な流通を不当に妨げているとき認められるときは、当該事業者に対し、不当な活動の中止又は再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第 34 条 市長は、事業者が正当な理由なく第 30 条第 3 項の規定による要求を拒んだ場合、又は前条の規定による勧告に正当な理由なく応じない場合は、その経過及び事実を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するため必要と認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表することができる。

(弁明)

- 第 35 条 市長は、前条の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る事業者に対して、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、緊急の場合又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第7章 市長への申出

(市長への申出)

第36条 市民は、この条例に違反する事業者の活動又はこの条例に定める措置がとられないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、規則に定めるところにより、市長に対してその旨を申し出て、必要な措置をとることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、事実の調査を行い、必要があると認めるときは、この条例による措置を講ずるものとする。

第8章 雑則

(国、県、他の地方公共団体等との相互協力)

第37条 市は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対して、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体等が実施する消費生活に係る施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(その他)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に新潟市消費者保護条例の規定により行われた手続、その他の行為でこの条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定により行われたものとみなす。

○新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成 28 年 3 月 18 日

条例第 14 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 法第 10 条第 2 項の機関として、センターを設置し、その名称及び位置は、次の表に掲げら
おりとする。

名称	位置
新潟市消費生活センター	新潟市中央区西堀前通 6 番町 894 番地 1

（事務の実施日等）

第 3 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

（職員）

第 4 条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

2 市長は、センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談員）

第 5 条 センターに、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者を消費生活相談員として置くことができる。

3 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

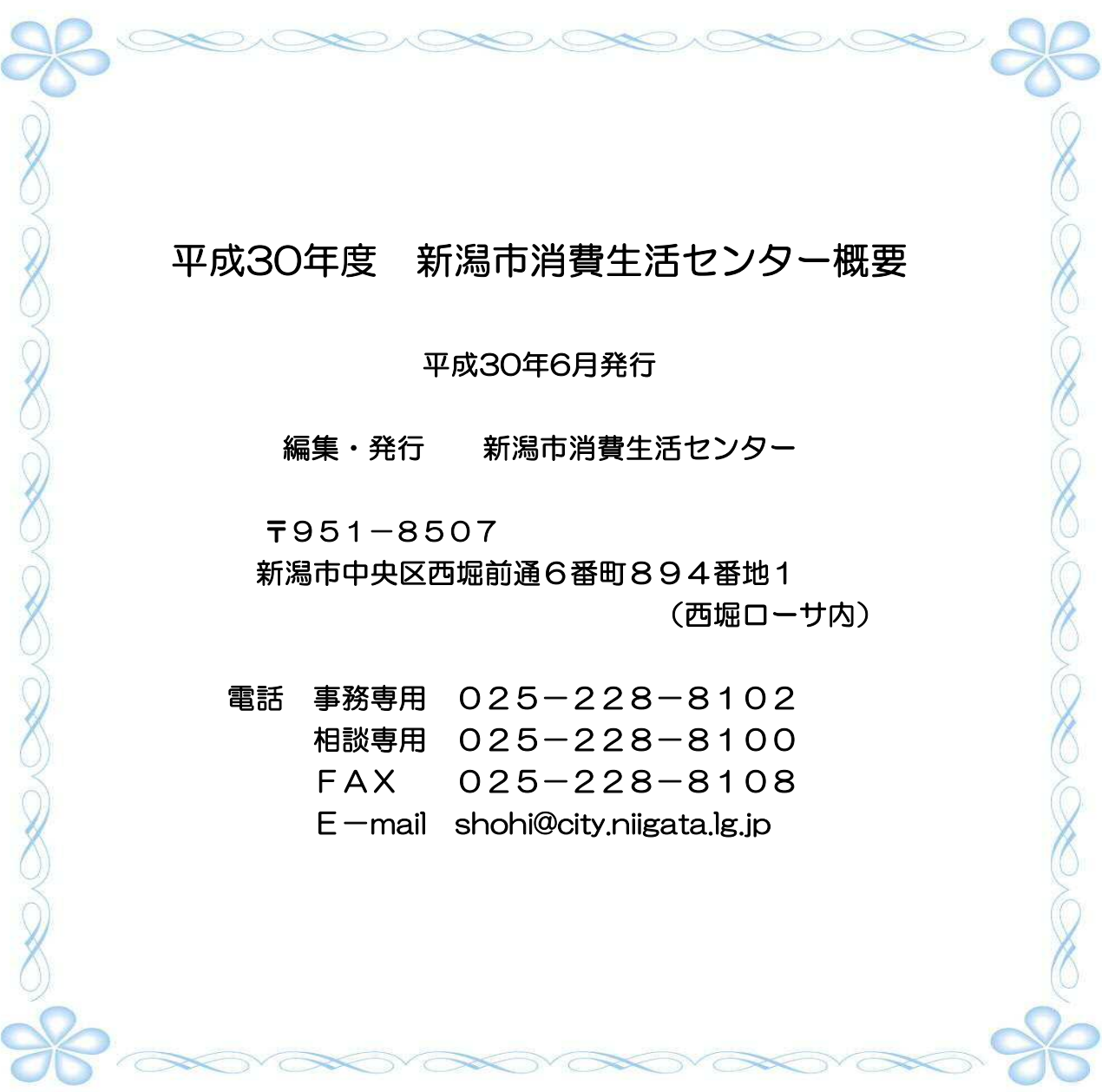
第 6 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



平成30年度 新潟市消費生活センター概要

平成30年6月発行

編集・発行 新潟市消費生活センター

〒951-8507

新潟市中央区西堀前通6番町894番地1

(西堀ローサ内)

電話 事務専用 025-228-8102

相談専用 025-228-8100

FAX 025-228-8108

E-mail shohi@city.niigata.lg.jp